



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2017
9.15
no.154

Report

- ① CRC (国連子どもの権利委員会) 第4・5回政府報告書について
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 1
- ② 各地で進む子ども参加の取り組み
～ASEANとネパールの動きを中心に～
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 8
- ③ 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
人権を語り合う中学生交流集会 '16
人権を語り合う中学生交流集会運営委員会 14
- ④ 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
トランスジェンダー生徒交流会からの発信
トランスジェンダー生徒交流会 土肥 いつき 20
- ⑤ 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス報告
日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会
実行委員長 角田 仁 26

Document 2017.5.1～2017.7.31

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

31



日本政府、国連・子どもの権利委員会に 第4回・第5回統合報告書を提出

～東日本大震災・福島原発事故などの重要な問題を見逃し・軽視する不誠実な報告内容～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

日本政府は、2017年6月末に国連・子どもの権利委員会（委員会）に対する第4回・第5回統合定期報告書（別添文書3点を含む）を提出し、7月12日には外務省のウェブサイト（「児童の権利条約」のページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）で公表した。提出期限は2016年5月21日だったので、第3回報告書（期限から1年11か月後に提出）ほどではなかったとはいえ、1年少し遅れて提出されたことになる（以下、〔 〕内の数字は政府報告書本体の該当パラグラフ番号）。

前回の審査は2010年5月末に行なわれたが、今回の報告書では2006年4月～2016年3月の10年間（ただし重要な施策や法改正については2016年10月まで）にとられた諸施策が報告されている（3）。また、2010年5月末にあわせて審査された「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」および「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」の実施状況についても、フォローアップの情報が記載されている。さらに、2012年5月には「国際人権諸条約に基づく政府報告『コア文書』」（共通コアドキュメント）も別途提出されており、あわせて参照することが求められる。

委員会による審査の日程はまだ確定していないが、報告書の提出順に審査が行なわれていくとすれば、2019年1月の会期（第80会期）になる見込みが高い。ただし、2018年9～10月の会期（第79会期）になる可能性も残されている。

なお、今年（2017年）11月14日には日本の第3回UPR（普遍的定期審査）が予定されている。これは、すべての国連加盟国を対象として国連・人権理事会によって定期的に実施されているものである（審査は他の人権理事会理事国・オブザーバー国の政府代表が行なう）。さらに、2016年6月には国連・障害者権利委員会に対する第1回報告書が、また2017年7月には国連・人種差別撤廃委員会に対する第10回・第11回統合報告書が提出されており（いずれも審査日程は未定）、必要に応じてこれらの報告書の内容や審査後の勧告を参照することも求められる。

第3回政府報告書の特徴と暫定的評価

今回の報告書は、委員会が2014年1月に採択した定期報告書ガイドライン第3版（日本語訳 <https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/260.html>）にのっとって作成することが求められていたものである。別添文書として、統計（別添3）以外に「関係法令の概要」（別添1）と「各省庁の取組」（別添2）が付されているのは、ひとつには同ガイドライン（パラ10）で字数制限（21,200

語以内) が導入されたためであろう。

政府報告書は、形式的には同ガイドラインにのっとっているものの、実質的には委員会の要請に
応えていない点が多い。第3回政府報告書が提出されたさい、筆者は以下のような特徴と問題点があることを指摘したが(本誌114号・2008年5月号)、今回の報告書についても同じことが指摘
できる。

- (a) 委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない
- (b) 「権利基盤アプローチ」が一顧だにされていない
- (c) 重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない
- (d) 条約に関する基本的理解が十分ではない
- (e) 自治体の取り組みを活かそうという視点がない
- (f) 市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない

本稿では、とくに以下の2点に焦点を当て、とりいそぎ問題を指摘したい。

(1) 重要な論点やデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない

日本の政府報告書をいくら読んでも日本で暮らす子どもたちの実態が十分に浮かび上がってこない点は、第1回報告書のときから一貫して問題になってきたことである。その後、とくに厚生労働省、
警察庁、法務省矯正局等が把握している分野についての統計は提供されるようになってきたものの、
網羅的ではなく、日本の子どもたちの現状を委員会に理解してもらおううえで十分ではない(委員会から
提供を求められている統計については定期報告書ガイドライン第3版の付属文書を参照)。また、
本来報告書で取り上げるべき論点が欠落していることもしばしばある。

今回の報告書で何よりも衝撃的だったのは、多数の子どもたちの権利に重大な影響を及ぼし続け
ている**東日本大震災と福島原発事故**(2011年3月)について、ほぼまったく言及されていないこと
である。東日本大震災については、条約12条(子どもの意見の尊重)との関係でわずかに次のよ
うに触れられているに留まる。

「東日本大震災からの復興の過程では、将来の町づくりにあたり、子どもたちの意見を取り入れる
機会を設けている。『福島12市町村の将来像に関する有識者検討会』の提言に取り入れられた他、
学校、市民社会等との協同により政府閣僚等と子どもたちの対談の機会を設けている」(37)

福島原発事故に至っては、まったく触れられていない。ちなみに、2012年5月に提出された共通
コアドキュメントでも、東日本大震災と福島原発事故が人権保障に及ぼした影響については無視さ
れている。

東日本大震災と福島原発事故については、2013年4月末に実施された国連・社会権規約委員会
による日本の報告書審査でも多くの委員の関心を集め、総括所見でも詳細な指摘と勧告が行なわれ
た(パラ24・25)。2014年7月に日本の報告書を審査した国連・自由権規約委員会も、福島原
発事故についての勧告を行なっている(総括所見パラ24)。

当然、子どもの権利委員会もこれらの問題について強い関心を示すであろうことは、日本政府も
十分承知しているはずである。それ以前に、報告対象期間中に生じたこれらの重大な出来事が子ど

もたちの権利にどのような影響を及ぼしており、それに対して政府としてどのような対応をとっているのか、自発的・積極的に情報を提供すべきであろう。何らかの意図・思惑があってあえて報告しなかったのか、それとも震災や原発事故を人権に関わる問題ととらえていないのか、いずれにしても理解を絶する対応である。

子どもの貧困についても同様のことが指摘できる。これは前回の総括所見（パラ 66・67 等）でも取り上げられていた問題である。

この点について政府報告書は、子どもの貧困対策推進法の制定および子供の貧困対策大綱の策定（14）、児童扶養手当・児童手当の存在および支給額・受給者数等（117・118）（別添2も参照）について簡単に言及するに留まり、子どもの貧困率やひとり親世帯の貧困率をはじめとする関連のデータをいっさい提供していない。

前回の総括所見で、近年の経済・労働政策が親（とくにシングルマザー）に及ぼしている影響にも言及されていたことを考えれば、これも著しく不十分な報告内容である。「我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われていない状況に鑑み、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究等を進めているところ」（14）という言い訳めいた記述もあるものの、現時点で把握しているデータは提供するべきであろう。

このほか、意図的な実態隠しを図っているとしか思えないほど重要なデータを省略する傾向は、**教育分野**で依然として著しい。例外的に、「特別支援教育の現状」として特別支援学校・学級数、在籍者数、通級指導の対象児童生徒数が挙げられている程度である（別添2・別添3）。

これは従来から一貫してみられる傾向で、今回も、たとえば**教員等による体罰**（73）や**いじめ**（74・120・124）の問題について、これまでとってきた対策をあれこれ説明する一方で、教職員の懲戒件数やいじめの認知件数といった具体的な数字をまったく挙げていない（比較として、少年矯正の分野では、被収容少年への暴行を理由として懲戒処分が行なわれた事案が22件あったことがいちおう報告されている（79））。さらに驚かされたのは、**不登校や高校中退**の問題について独立のパラグラフで言及するのをやめてしまっていることである。その一方で、委員会がかねてから**日本の教育の競争主義的性質**を問題にしてきたことについて、

「仮に今次報告に対して貴委員会が……（これまでと同様の）認識を持ち続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい」（123）

などと注文をつけている。委員会に対して「客観的な根拠」を問うのであれば、その前に十分なデータを提供するべきであろう。

前回の総括所見では**子ども・青少年の自殺**についても問題にされており、政府報告書でも、自殺対策基本法・自殺総合対策大綱に基づく取り組みや学校現場での対応について説明されてはいる（46・47）。しかし、データとしては一般的な自殺死亡率（2005年24.2%・2014年19.5%）が紹介されているのみで、子ども（小中高生）の自殺が年間300件前後で推移していることにも、いじめが原因であると見られる自殺が報告対象期間中も複数発生してきたことにも、言及されていない。

具体例を挙げていくときりがないが、教育以外の分野でも状況は似たり寄ったりである。このこと

は、委員会と正確な情報を共有して建設的対話に寄与しようという意思も、この機会に子どもの権利に関わる統計を総合的に検証して課題を明らかにしようとする姿勢も、日本政府には十分に備わっていないことを意味するといえよう。

（２）委員会の勧告に誠実に応答していない箇所が多く、とくに「権利基盤アプローチ」への視点が希薄である

委員会の前回の勧告（総括所見）を踏まえた記述を試みようとする姿勢は、第3回報告書のときよりもさらに強化されてはいる。とはいえ、多くの記述は単に形式的に前回の勧告に触れているに留まり、委員会の指摘に十分に応答しているとはいえない。

根本的な問題は、第2回総括所見で指摘され、前回の総括所見にも受け継がれた「**権利基盤（型）アプローチ**」（rights-based approach）がほとんど考慮されていない点にあると思われる。

委員会は、第2回総括所見（2004年）で、とくに立法措置、政策立案、広報・研修との関連で権利基盤アプローチを踏まえた対応をとるよう日本政府に促していたが（パラ11・13・20等）、政府は第3回報告書でこれらの勧告を一顧だにしなかった。前回の所見でも、「権利基盤アプローチ」という文言こそ登場しないものの、「子どもの権利に関する包括的法律の採択」の検討（パラ12）や「子どものための、権利を基盤とした包括的な国家的行動計画」の策定（パラ15・16）が促されるなど、権利基盤アプローチに立った対応を引き続き求められている。

しかし今回の政府報告書ではこれらの勧告に対して十分な応答がなされていない。たとえば**立法措置**については、「子どもの権利に関する包括的法律」の検討状況にはまったく触れず、いくつかの法改正措置を列挙するに留まっている（5－10）。また、2016年6月の児童福祉法改正でようやく条約への明示的な言及が盛りこまれ（1条）、さらに「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」（2条1項）なければならないとされたことについては、ここで取り上げてよかったのではないと思われるが、一般原則の項で、しかも2条1項の具体的な文言にはなぜか触れずに、次のように報告しているだけである。

「2016年6月に児童福祉法を改正し、全ての児童は、条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化した上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県、市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化した。（同法第1条、第2条）」〔35〕

国家的行動計画についても同様であり、「子供・若者育成支援推進大綱」（2016年2月）について通りいっぺんの説明をするに留まっている〔12〕。**広報・研修・意識啓発**については、別添2で各省庁の取り組みが比較的詳しく報告されているほか、また条約12条との関連で

「人権教育・啓発に関する基本計画では、『子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。』としており、法務省の人権擁護機関は、これに基づいて、各種啓発活動を実施している」〔42〕

とも述べられているが、これらの取り組みがどのような成果につながったのかは説明されていない。第2回総括所見で「意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること」(パラ 21(c))を勧告され、また前回の総括所見でも「権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されている」(パラ 43)という懸念が表明されていたことを、もっと真摯に受けとめるべきであろう。

委員会は、前回の審査以降、一般的意見 13 号（あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利）で「子どもの権利アプローチ」の定義を示す（パラ 59）とともに、同 14 号（自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利）や 16 号（企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について）で「子どもの権利影響評価」の導入を締約国に求めている（それぞれパラ 99 / パラ 78 – 81）。これらの見解を踏まえ、直接間接に子どもに関わる立法や施策が、条約を踏まえた、子どもの権利の視点に立ったものになるようにするための制度的対応を図っていくべきである。

委員会の指摘・勧告に十分に応答していない箇所は、個別の分野についての説明でもしばしば見られる。(1)と重なる部分については繰り返さないが、他にいくつか例を挙げれば以下のとおりである。

- 子どもオンブズパーソンのような**独立した監視機関**について、相も変わらず「人権救済制度のあり方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである」(19)と述べるに留まっている。独立した国内人権機関の設置は他の人権条約機関からも繰り返し勧告されてきたことであり、検討を前進させるためにどのような取り組みをしてきたのか、どのような問題があってこのような機関を設置できないでいるのか等について詳しく説明するべきである。
- 差別の禁止の原則（条約 2 条）との関連で、前回の総括所見では「**包括的な差別禁止法**」の制定が勧告されていたが（パラ 34(a)）、政府報告書では無視されている。社会権規約委員会（2013 年、総括所見パラ 11）など他の人権条約機関からも差別禁止法制の強化が繰り返し促されており、しかるべき説明を行なうべきである。
- 子どもの最善の利益の原則（条約 3 条 1 項）について、前回の総括所見では、子どもの最善の利益の優越性が「難民および資格外移住者である子どもを含むすべての子ども」との関連で十分に確保されていないことについて懸念が表明されていたが（パラ 37）、政府報告書では**出入国管理手続における子どもの最善の利益の考慮**について何ら触れられていない。
- そもそも、子どもの最善の利益の原則と子どもの意見の尊重の原則をひとつの節（3（2））でまとめて取り扱うこと自体、政府が条約の一般原則を軽視していることの表れではないかと思われるが、そのうえ、**子どもの意見の尊重**の原則について、
「学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第 12 条 1 項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」（38）
などという一方的な解釈を今回の報告書でも繰り返している。12 条 1 項の文言や起草過程から

もこのような解釈は導き出せず、委員会の一般的意見 12 号（意見を聴かれる子どもの権利）や多くの国の実践に照らしても通用しない理解である。また、「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され」るよう努めることを求めた改正児童福祉法の規定（2条1項）にも矛盾する。このような解釈は撤回するべきである。

■第1回審査（1998 年）のときから一貫して求められてきた、あらゆる場面（家庭を含む）における**体罰の全面禁止**について、前回の総括所見で「とくに民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性について不明確であること」についての懸念が表明されていた（パラ 47）にもかかわらず、はっきりと回答していない。

「2016 年 6 月に児童虐待防止法を改正し、親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記した」（61）

という記述はあるものの、この改正は依然として体罰を全面的に禁止したものではないことをはっきりさせるとともに、全面禁止に向けた取り組み・見込みを明らかにするべきである。

■前回の総括所見で委員会が「すべての子どもの登録を確保し、かつ子どもを法律上の無国籍状態から保護する」ための法令改正を求めている（パラ 46(a)）のに対し、政府報告書はこれを見做し、無国籍に関する 2 つの条約（無国籍者の地位に関する条約／無国籍の削減に関する条約）について「現時点では、両条約の締結について積極的な検討は進められていない」（53）と述べるに留まっている。また、無国籍者の地位に関する条約について「国内で無国籍者の存在やその地位・権利の保護が大きな問題となったことはなく、条約締結の国内的なニーズが明らかでない」とも述べているが、少なくとも数百人単位の**無国籍者**が国内に存在することは法務省の統計からも明らかであり、人権問題に対する日本政府の鈍感さが露呈されているといえるべきであろう。また、1 万人は存在するといわれる「無戸籍」者（＝無国籍者）については社会問題化して法務省も一定の対策をとったのであるから、この点についても頰かむりせずに説明しておくべきである。

■**リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）教育**について、政府報告書では、「学校カリキュラムにおいてはリプロダクティブ・ヘルス教育という用語は使用していないものの、これに関する内容は含んでおり、さらに健康問題を総合的に解説した教材においても、HIV／AIDS 及び他の性感染症を予防するための正しい情報にアクセスする方法を提供している」（112）と説明している。しかしその詳細については記載がなく、こうした教育の効果を裏づけるデータも提供されていない。新規 HIV 感染者数（別添 3）だけではなく、その他の性感染症の罹患率や妊娠中絶件数などのデータも提示したうえで、課題を明らかにするべきである。

■**子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書**についての総括所見で「法律を適切な形で改正することにより、選択議定書違反の被害者であるすべての子どもが犯罪者ではなく被害者として扱われることを確保する」よう求められていた（パラ 35）のに対し、政府報告書は、

「児童買春・児童ポルノ法においては、児童を買った者のみが処罰され、買春の対象となった児童を処罰する規定はない」（194）

と述べている。しかし、いわゆる出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用し
て児童を誘引する行為の規制等に関する法律）では出会い系サイトに勧誘の投稿をした子ども
も処罰対象とされており、県警等のホームページでもその旨がしばしば明示されているのであ
るから、虚偽とまではいえなくとも不誠実な説明であることは間違いない。

以上、第4回・第5回統合定期報告書の問題点を概観してきた。根本的な問題は、委員会の総
括所見の意味を十分に（審査の内容、委員会が採択してきた一般的意見なども踏まえつつ）共有す
ることなく、市民社会も交えた条約実施の総合的検証を行なうこともなく、関連省庁から提出され
た情報を寄せ集める形で報告書が作成され続けている点にあるといえよう。

条約実施のための調整機関について、政府報告書は今回も「条約や議定書の実施は外務省が所
管している。青少年施策の総合調整機能を担う組織は内閣府である」〔15〕と述べるに留まっている。
子どもの権利の視点から施策の調整および監視を行なえるようにするための制度的整備が、やはり
欠かせない。

前回の総括所見で勧告された、「条約の実施において達成された進展を効果的に監視しかつ評価
することおよび子どもの権利の分野における政策の効果を評価することを目的とした指標」の開発（パ
ラ22）も進めるよう求められる。政府報告書では「行政事業レビューにより、各省庁にてその政策
の成果を分析・フォローアップしている」〔16〕とも述べられているが、条約を踏まえた十分な政策
評価が行なわれていないことは、報告書全体を見れば明らかである。

さらに、委員会が求めている「子どもの権利影響評価」手続（前述）の導入についても検討を進
めることが必要になろう。たとえばスコットランドでは、子ども・若者（スコットランド）法（2014
年）に基づき、自らの活動および公的機関の活動が子どもの権利にどのように貢献しているかを考
慮する義務が全大臣に課されるとともに、その一環として、すべての新規政策について「子どもの権利・
ウェルビーイング影響評価」（Child Rights and Wellbeing Impact Assessment: CRWIA）を実
施することが推奨されている。

日本政府は、形式的な報告で委員会による審査をしのごうとする姿勢を改め、条約を積極的に実
施していく意思をこのような行動で示すべきである。





各地で進む子ども参加の取り組み ～ ASEANとネパールの動きを中心に～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

5月からこの間に行われた国内外の様々な集会や会議等に子どもの人権連より代表委員の平野さんを派遣し、その内容に特に子どもの参加の動向に焦点を当てながらレポートをしていただきました。

公開シンポジウム「子どもの現場から考える子どもの権利」(5月・東京)

5月20日、子どもの権利条約総合研究所(代表＝荒牧重人・山梨学院大学教授)の研究総会の一環として、標記のシンポジウムが早稲田大学戸山キャンパスで開催された。中学校教員、スクールソーシャルワーカー、児童心理治療施設(旧・情緒障害児短期治療施設)職員、女子少年院法務教官および小児科専門医が、それぞれの視点から子どもの権利保障のための実践について報告し、活発な議論が交わされた。

とくに焦点が当てられたのは、さまざまな現場で子どもの意見表明や参加をどのように保障していくかということである。とくに、それぞれに困難を抱えた子どもが意見や気持ちを表出・表明できるようにゆっくりと支えていくこと、その意見や気持ちをしっかりと受けとめて自己決定を支援していくこと(あるいはともに決めていくこと)の大切さと難しさは、どの現場でも共通の課題だった。

また、そのためにはこれまで現場で当たり前のよう考えられてきた「常識」や「枠組み」を問い直していかなければならないことも確認された。子どもの権利条約の採択・批准によって子ども観の転換が迫られてきた以上は当然のことだが、これを実践していくのはなかなか容易ではない。

たとえば、小児医療の現場では「プレパレーション」(心の準備)の実践が広がりつつある。これは、病気の状態や治療について子ども自身が理解・納得できるように説明し、できるだけ苦痛を抑えるための工夫をすることによって子どもの不安や恐怖心を和らげるための取り組みで、アメリカ発祥の「チャイルド・ライフ・スペシャリスト」の活動でも知られている。予防接種や治療に痛みがともなうのは当たり前で、子どもが嫌がったり怖がったりして暴れる場合は押さえつけてでも必要な処置をとらなければならないという、これまでは当たり前のよう考えられてきた発想の転換である。

なお、医療現場における子どもの権利について報告してくれたのは国立成育医療研究センターの田中恭子医師だが、国連・子どもの権利委員会がこれまでに採択してきた一連の一般的意見を非常によく研究されており、一般的意見の日本語訳の作成・公開に携わってきた者として嬉しく感じた。他の現場でも同様であってほしいと思う。

◆参加しての感想 <清原 勝さん（滋賀県教職員組合）>

中学校現場や児童養護施設、少年院、医療現場などさまざまな現場から生の話が聞け、「子どもの権利」について、「大人目線」ではなく、子どもの側から考え直さないと何も進まないことを再認した。

「子どもの権利条約」が批准・発効される前、学校現場では「もし子どもがそれを盾にいろいろ主張してきたらどうしよう？」などと危機感を募らせる教員も少なくなかったと思う。しかし、20年以上も経過した今、現場はどうだろう。子どもが何かを主張してくるところか、その術さえもろくに伝授できていないのが現状である。子どもたちの中には「どうせ何を言っても聞いてもらえない」というあきらめ感が漂っている。

今回の話を聞いて、まったく異なる現場からの話なのに、重要な共通点があることに気がついた。それは、近くにまず「聞く大人」がいて子どもとの「対話」が成立し、子どもが安心して意見が言える場を提供することが何よりも大切であるということ。子どもの意見に耳を傾けながらいろいろなことに挑戦・実行していくことは、実は「大人」にとっても安心できる社会につながることを確信しながら、今後も自分の現場で実践していきたい。

● 子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合（7月・バンコク）

この会合は、フィリピンに事務局を置く Child Rights Coalition Asia (CRC Asia) という団体が2015年から年1回のペースで開催しているものである。アジア・太平洋地域で子どもの権利に関する活動を行なっている国内 NGO 連合／ネットワークの代表が参加し、

- 子どもの権利に関わるさまざまな問題についての知識の共有・増進
 - 子どもの権利擁護のための協力の推進
 - 国連・子どもの権利委員会（CRC）や ASEAN（東南アジア諸国連合）・女性および子どもの権利の促進保護に関する委員会（ACWC）との関係強化
- などを図ることを目的としている。

第1回会合がカンボジアのシェムリアップで開催された後、第2回（2016年9月29日～10月1日）と第3回（2017年7月1～4日）がタイのバンコクで開催され、筆者も第2回・第3回会合に続けて参加した。ASEAN加盟国（10か国）のほか、韓国、香港、台湾、インド、ネパール、パキスタン、モンゴルなどから NGO の参加があり、ネットワークを広げるよい機会でもある。また、昨年（2016年）6月に国連・子どもの権利委員会の委員に選出された大谷美紀子弁護士も、第1回会合から継続的に参加している（第1回会合は日弁連＝日本弁護士連合会＝代表としての参加）。

取り上げられるテーマは会合ごとに異なるが、第2回会合では、次のようなテーマについてのセッションがあった。

- 子どもに対する暴力の根絶に向けた ACWC の動向
- オンラインにおける子どもの保護のための取り組み
- 子どもの権利委員会の報告審査手続の現状

●子どもの権利実現のための公共予算編成（子どもの権利委員会・一般的意見 19 号）

第3回会合で取り上げられたのは次のようなテーマである。

- 子ども参加
- 思春期の子ども
- 先住民族の子ども
- 緊急事態下の子ども

「子ども参加」についてのセッションでは、ASEAN レベルで進められている子ども参加の取り組みについて、これを主導しているフィリピンの政府関係者2人から報告があった。

取り組みのひとつは「ASEAN 子どもフォーラム」である。東南アジア子ども会議（2006 年 12 月）で出された提言をきっかけとして1年おきに開催されており、これまでにフィリピン（2010 年）、シンガポール（2012 年）、タイ（2014 年）、ベトナム（2016 年）で開催されてきた（原則、ASEAN 加盟国がアルファベット順の持ち回りで開催）。参加するのは各国から選ばれた 12 ～ 18 歳の子どもで、ジェンダーの平等に心掛けているほか、最近では特別なニーズを有する子どもの参加にもとくに配慮しているという。

参加者は、子どもが直面しているさまざまな問題について話し合って勧告をとりまとめる。たとえば第3回・第4回フォーラムでは、良質な教育にアクセスする権利、暴力・虐待・搾取から保護される権利、子どもの人身取引、気候変動などの問題が取り上げられた。子どもたちがとりまとめた勧告は、社会福祉・開発に関する ASEAN の閣僚会合および高級官僚会合（SOMSWD）に提出される。

一方で、子どもたちの勧告の実施、フォーラムの結果のフィードバックなど、子ども参加に関わる国内的プロセスを強化していく必要性も強調された。また、フォーラムに参加する子どもを一本釣りのような形で選ぶのではなく、代表性をどのように確保していくかについてもさらに検討していかなければならないと指摘されている。

もうひとつの取り組みは、「ASEAN および ASEAN 加盟国における子ども参加の状況に関する基礎調査（baseline study）」である。これは「子ども参加にとって好ましい環境（enabling environment）づくりに関する ASEAN 協議」の一環として行なわれているもので、第1段階として基礎調査を実施した後、第2段階（子ども参加増進のための国内行動計画の策定）→第3段階（最終地域会議の開催）へと進むことになっている。

基礎調査では、(1) 子ども参加を支える政策・法律、(2) 政策・法律を実施するためのしくみ、(3) 子ども参加の質に焦点が当てられている。法制度や機構は整備されてきている一方、国連・子どもの権利委員会の一般的意見 12 号（意見を聴かれる子どもの権利）のパラ 134 で掲げられている9つの基本的要件に照らすと、とくに透明性、子どもの尊重、子どもの生活との関連性、インクルーシブな参加、大人の訓練、説明責任の点で改善の余地が小さくないことも示唆された（残る3つの要件は任意性、子どもにやさしい環境・参加形態、安全性）。とはいえ、各国レベルおよび ASEAN レベルで子ども参加の重要性が認識されていることは重要である。

また、「思春期の子ども」に関するセッションでは、国連・子どもの権利委員会の委員である大谷

美紀子弁護士が委員会の一般的意見 20 号（思春期における子どもの権利の実施）の概要について説明したほか、それぞれ新生児医療と思春期医療を専門とする2人の医師から医療現場から見た実態と課題についての報告が、インドネシア国家人権委員会の委員から一連の報告を受けてのコメントがあった。大谷弁護士が一般的意見 20 号の特徴として挙げたのは以下の6点である。

- (1) 積極的かつホリスティックであること。思春期を否定的に特徴づけるのではなく、子ども時代の積極的な発達段階のひとつとして位置づけている。
- (2) 思春期の子どもの発達しつつある能力を尊重していること。「委員会の定義によれば、発達しつつある能力とは、子どもが漸進的に能力および理解を身につけ、かつ、責任を引き受けかつ自己の権利を行使する主体性の水準を高めていく成熟と学習のプロセスを扱った、権利行使を可能にする原則である」（パラ 18）
- (3) 思春期の子どもに対する差別について複合的分析が行なわれていること。「思春期そのものが差別の源となりうる。この時期、思春期の子どもは、そのような地位の直接的結果として、危険なもしくは好ましくない存在として扱われ、収容され、搾取されまたは暴力にさらされる場合がある」（パラ 21）ことに注意が必要である。
- (4) 自己の人生に影響を及ぼす決定についていっそう多くの責任をとる思春期の子どもの権利がますます強調されるようになっていくこと。
- (5) デジタル環境の現実、機会、リスクおよび課題について取り上げられ、規制だけでは十分な解決にならないことが認識されていること。（「デジタルメディアと子どもの権利」に関する一般的討議の勧告 <https://goo.gl/aVyXfe> も参照）
- (6) 諸課題への取り組みにおける子ども参加がいっそう重視されていること。

思春期の子どもの保護と自律のバランスをどのように図っていくか、一般的意見 20 号などをもとに、また当事者である子どもたちの意見も踏まえながら、引き続き議論を進めていくことが必要である。

子どもにやさしいまちづくりの展開

～大震災を経験したネパールと日本の取り組み（7月・東京）

7月9日（日）には、東洋大学（東京）で「子どもにやさしいまちづくりの展開～大震災を経験したネパールと日本の取り組み」と題するシンポジウム（主催＝東洋大学福祉社会開発研究センター／協力＝アジア子どもの権利フォーラム・子どもの権利条約総合研究所）が開催され、筆者は通訳として参加した。

ネパールでは、2011 年から「子どもにやさしい地方行政」（Child Friendly Local Governance: CFLG）が全国的に進められている。インドネシアと同様、国が主導する形での取り組みである。今回は、ネパール政府の CFLG 実務担当者であるビシュヌ・ダッタ・ゴータムさん（連邦問題・地方開発省地方公共団体対策課長）と、南アジアの子どもの権利 NGO の草分け的存在である CWIN（Child Workers in Nepal）の創設者ガウリ・プラダーンさんをお招きし、それぞれの立場からお話を聞いた。

ある自治体が CFLG を実践している旨の認定は、政府が定めた 39 の指標に基づき、一定の手続にしたがって行なわれる。指標は以下の5分野について定められている。

- 子どもの生存：母乳育児・予防接種など 10 項目
- 子どもの保護：出生登録や児童婚の削減など5項目
- 子どもの発達：教育を中心とする6項目
- 子ども参加：6項目（後述）
- 制度的発展：地方行政のあり方に関するもの 12 項目

CFLG 認定を受けた自治体数は、シンポジウムが開催された時点ではまだ 13 であったが、ネパールの新聞の報道によると、連邦問題・地方開発省は 2018 年7月中旬までにこの数を 50 以上にしたいと表明しているとのことである。なお、ネパールでは最近大規模な自治体再編が行なわれ、4 つの中核都市（metropolitan cities）、13 の準中核都市（metropolises）、246 の市（municipal councils）、481 の村（village councils）の 744 団体となっている。

指標の構成を見てもわかるように、子ども参加は CFLG の取り組みにおける重要な要素のひとつである。子ども参加に関する指標は以下の6項目から構成されている。

1. 地方機関の意思決定プロセスへの子ども（12 ～ 18 歳）参加のしくみが設けられている
2. 地方機関の計画に子ども計画が編入されている
3. 学校運営委員会に子どもクラブの代表が参加するための枠組みが設けられている
4. 地方保健運営委員会に子どもクラブの代表が参加している
5. 各地区で子どもクラブが、VDC（村落開発委員会）レベルで子どもネットワークがそれぞれ結成されており、機能している
6. 子どもクラブのネットワークが県／市郡レベルで形成されている

頻繁に言及されている「子どもクラブ」とは、主として学校単位で結成されている子どもたちの集まりである。そういう意味では日本の児童会・生徒会に似ているが、地域の問題にも積極的に関わり、また独立の団体として登録されている点などは異なる（1995 年緒の最高裁決定により、子どもクラブの団体登録が認められるようになった）。現在、全国で2万近くのクラブが結成されているという。

指標の各項目を見るとわかるように、地方レベルでの子ども参加は主として子どもクラブとそのネットワークを軸として進められている。2017 年4月にはかつて子どもクラブに関わった若者たちが「全国 CFLG フォーラム」を結成したとのことで、最近およそ 20 年ぶりに実施された地方選挙（第1段階が5月、第2段階が6月末に終了し、最後の選挙が9月に実施される予定）で地方行政が一新されたことともあいまって、地方レベルでの子ども・若者参加がいっそう進むことが期待される。

甚大な被害をもたらしたネパール地震（2015 年）からの復興の取り組みでも、子ども参加の視点は維持されてきた。ネパール政府は、震災から3か月ほどして 1800 人以上の子どもたちと「協議会合」を持ち、そこで出された意見や提案を取り組みに反映させているという。

シンポジウムでは、「震災復興における宮城県の子どもの支援の取り組み」というテーマで、志賀慎治さん（宮城県保健福祉部子育て支援課長）と平野幹雄さん（東北文化学園大学教授）からも報告が行なわれた。そのなかでとくに浮き彫りになったのは、被災した子どもたちの心のケアを継続し

ていく必要性である。ネパールでも、仮設学習センター（transitional learning center）など教育インフラの整備を進める一方で、ソーシャルワーカー等が子どもたちにケアを提供している旨の報告があったが、こうした取り組みを長期的に維持していくための支援が必要になるう。

さらに、「日本の子どもにやさしいまちづくりにおける市民社会との連携・協働」と題して、西野博之さん（川崎市子ども夢パーク所長）から川崎市の取り組みについての報告もあった。ネパールからのゲストは、シンポジウム翌日に川崎市役所と川崎市子ども夢パークを訪問し、同市の取り組みについてさらに詳しい説明を受けている。今後も、子どもにやさしいまちづくりをめぐる国境を越えた行政関係者・市民の交流を続けていきたい。

最後に、資料として、ネパール新憲法（2015年）で導入された子どもの権利に関する条文を日本語訳して掲載しておく（英語からの重訳）。「子ども参加の権利」（3項）が明示されている点は大きな特徴といえよう。

●第39条（子どもの権利）

1. 子ども1人ひとり、姓をとまなうアイデンティティに対する権利および出生登録に対する権利を有する。
2. すべての子どもは、家族および国による教育、保健ケア、適切な養育、スポーツ、レクリエーションおよび全般的な人格発達に対する権利を有する。
3. すべての子どもは、人格形成的な子どもの発達に対する権利および子ども参加の権利を有する。
4. いかなる子どもも、工場、鉱山または他のいかなる危険な労働においても雇用されない。
5. いかなる子どもも、児童婚、違法な人身取引もしくは誘拐の対象または人質とされない。
6. いかなる子どもも、宗教的または文化的慣習を名目として、軍隊、警察または武装集団において徴募されもしくはいかなる形でも使用されず、ネグレクトもしくは不道徳な使用または身体的、精神的もしくは性的虐待の対象とされず、または他のいかなる手段による搾取も受けない。
7. いかなる子どもも、家庭、学校または他のいかなる場所もしくは状況においても、身体的、精神的または他のいかなる形態の拷問も受けない。
8. 8.（欠落）
9. よるべのない子ども、孤児、身体的機能障害のある子ども、紛争被害者である子どもおよび脆弱な状況に置かれている子どもは、国による特別な保護および便宜を受ける権利を有する。
10. 第4項、第5項、第6項および第7項に違反するいかなる行為も法律により処罰され、かつ、当該行為の被害を受けた子どもは、法律の定めるところにより加害者による賠償を受ける権利を有する。



第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

人権を語り合う中学生交流集会‘16

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

1 目的

中学生が中学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会（同和対象地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校で語り合いの学習が行われるようになった。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになった。今年度で21回目の集会となった。

3 交流集会運営について

①運営委員会

徳島県参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算等を話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加で見えるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。

②実行委員会

第1回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第2回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員の選出を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のキャッチフレーズやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合ったりする。今年度の実行委員会は次のような内容であった。

●第1回実行委員会

日 時／4月29日（金）13：30～16：30

場 所／板野町 町民ふれあいプラザ

参加者／5団体 42名（生徒29名、教員等13名）

内 容／・中学生集会について

・これからの取組について

●第2回実行委員会

日 時／5月15日（日）13：30～16：30

場 所／藍住町 藍住中学校

参加者／5団体 59名（生徒45名、教員等14名）

内 容／・中学生集会に向けて

・実行委員長・副委員長の選出

・これからの取組について（本大会での役割）

●第3回実行委員会

日 時／6月11日（土）13：30～16：30

場 所／鳴門市 人権福祉センター

参加者／5団体 50名（生徒39名、教員等11名）

内 容／・ポスター原画・キャッチフレーズの選出

（応募総数 ポスター10点、キャッチフレーズ39点）

・本大会での役割分担

・作文発表を受けての語り合い

●第4回実行委員会

日 時／7月9日（土）13：30～16：30

場 所／鳴門市 人権福祉センター

参加者／4団体 39名（生徒27名、教員12名）

内 容／・本大会の進行マニュアルについて確認

・作文発表を受けての語り合い

●リハーサル

日 時／7月23日（土）13：00～15：00

場 所／鳴門市 人権福祉センター

参加者／5団体 56名（生徒43名、教員13名）

内 容／・進行マニュアルに従って本大会のリハーサル

・明日の本大会に向けて思いを語り合う

③交流会

本大会へは、今年度も鳥取県・福井県・香川県の中学生の参加があった。そのうち本大会の前日に来県した鳥取県・福井県の中学生とリハーサルに参加した中学生との交流会を今回ももった。初めは互いに固かった表情もレクリエーションなどを通して次第に緩み、会場に語らい合う声や笑い声が広がった。また、夕食の時には、会をさらに盛り上げるために実行委員長が中心となって、自分たちで何をするのか考えて、ジェスチャーゲームなどを行っていた。



④本大会 講演・午前の部

本大会は、徳島県内6校、徳島県外7校の13団体、中学生112名、高校生・大学生6名、一般51名の参加があった。講演では、今年成人式を迎えた中学生交流集会OG1人と、4年前の中学生交流集会'12の実行委員長2人とのパネルディスカッションを行った。OGの方からは、自身が性別違和であることやいじめ体験などの話があった。元実行委員長の2人からは、自分と部落差別との関わりや現在の思いや活動状況などを話してもらった。そして、この内容をもとに、質疑応答という形で会を進めていった。



⑤本大会 午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は2部形式で、生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱ合わせて7本の意見発表を行った。Ⅰでは部落差別について、Ⅱではいじめや仲間の大切さや友達への思いなどについての発表があった。発表者の思いを受けて、参加者から次々と意見や共感の言葉が出された。また、新たな問題提起や質問が出されるたびに、それに対する発言があつてと、発言が止むことはなかった。Ⅰでは、この集會に来て初めて部落差別を知ったという県外の生徒の発言があった。それを受けて、他の中学生のみならず高校生や引率の教員からも自分の体験や部落差別に対する思いや考えが出されていった。



⑥報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。

4 2016年度 生徒感想（抜粋）

中学校3年

私は人権を語り合う中学生集会の本大会に参加して、ほんの少しだけ成長できたかなと思いました。私は人権集会に参加するのは3回目で、最後なので実行委員長をしました。実行委員長をしているとはいっても、自分から意見を発表するようなことはあまりできなくて、実行委員長らしくはなかったと思います。

私は、人権集会の本大会で自分から手を挙げて発表したことが一度もありませんでした。だから、1回くらいは、本大会で自分から手を挙げて意見発表をしてみようと思っていました。でも、午後の部の前半に意見を発表する時間があつたのに、私は言いたいことをまとめることができなくて手を挙げるできませんでした。「どうしよう」と思いながら、午後の部の後半になって、私は自分が書いた作文を読みました。それから意見発表の時間になって、私はすごく驚きました。私の作文に意見を返してくれる子がたくさんいたからです。それがすごく嬉しくて、何か私も返したいと思ったけど、言いたいことはなかなかまとまってくれなかったし、どういうふうに話せばいいのかもわからなかったので、意見を発表しようかどうか迷いました。でも、もしこのまま考えていて何も発表できなかったら、絶対に後悔すると思って頭の中はまだぼほ真っ白な状態だったけど手を挙げました。私以外にも多くの子が手を挙げていて、当ててもらうまでに少し時間はあったけど、全然まとまらなくて、発表した時は言いたいことの3分の1も伝えることができず、まさに支離滅裂な発表をしてしまいました。すごく恥ずかしかったです。だけど、自分から意見発表をすることができて嬉しいという気持ちの方が強くて、発表した直後は恥ずかしい気持ちでいっぱいだったけど、時間が経つにつれて「やっぱり言ってよかった。」と思いました。

私は最後の人権を語り合う中学生集会で、私にとっては大きな一歩を踏み出すことができたと思います。もう参加することはできないけど、人権集会でつくった思い出を忘れずにこれからも生きていきたいです。

中学校3年

私は、今年初めて副実行委員長になって本当にたくさんのお会いがあったし、本当に一回一回の集会が楽しかったです。学校ではあまりマイクを繋ぐということとはできないけど、この集会ではなぜか「自分も言いたい」「どんなこと言えがいいかな」など、自然と出てくる言葉があつて、もし言葉が出なくなっても、うなずいてくれる子がたくさんいて、安心して意見を言うことができました。



こんな温かい子たちと一緒にいられたことは、自分にとって本当に大きなことだと思いました。そして、差別問題についても、自分にとって衝撃が大きかったです。みんながみんなの悩みは持っているけど、それでも、包み隠さず、自分のこと、家族のこと、はっきり胸を張って、まっすぐに伝えて

いる姿に、とても感動を覚えました。少しの間だけしかいられなかったけど、本当にかけがえのない友達になったと思います。人権の大切さ、それを真剣に考えている友達は、本当に素敵だなと憧れを持ちました。絶対この集会のこと、この集会でできた友達のこと、こんな素敵な集会で、私は副実行委員長を任せてもらえたことを幸せに思いました。絶対忘れません。

中学校2年

今回で2回目の参加でした。1回目と同じく、思うのは、良い場所だなあという事です。学級では出ないような意見も聞かせてもらい、勉強になりました。時には、互いに意見がぶつかり合っている場面もあり、それでこそ中学生交流集会だと思いました。やっぱり学級では、反対の意見を出すのは私にとって難しいことです。しかし、この場所だと本音で語れるような気がします。

この集会に来ると、たくさんの事を考えさせられます。友達の事、家族の事を語っている人もいれば、この集会の中心となっている部落差別について語っている人もいました。それだけでなく、今まで誰にも言っていなかった事を全て打ち明けた人もいました。私は、この会に参加しだして、まだ名前も知らないような人の力になれたらと思うようになったのです。自分の事、周りの事を思い思いに語れるこの場所が、ここに集まる皆にとって、どれだけ大切かということを実感しました。

中学校3年

「人権を語り合う中学生集会」に初めて参加することになり、最初はどのような雰囲気なのか想像もできなかった。しかし始めてみればとても新鮮な雰囲気だった。僕の学校にもクラスでの話し合いや人権集会はあるが、今日の集会までは話が盛り上がらない。これまでの僕の「人権集会はつまらない」という固定概念を打ち破ってくれた、絶え間なく出される意見は、その一つ一つがどれも胸につきささるようなものだった。

僕が最も心に残ったのは「同和問題」である。これまで「部落差別は昔の話」「今の自分たちには関係のないもの」と思っていた。しかしパネルディスカッションでの話を聞いて強い衝撃を受けた。まず「自分が被差別部落の出身だ」と知り、向き合おうとしている人がいること。そしていまだに差別の影が残っていること。ここでもまた僕の固定概念が打ち砕かれた。確かに「部落差別は絶対にあってはならない」ということはわかっていた。しかし、今と昔は違う、とどこかで一線を引いていた。そして同和問題に関する僕の発言に対して、正してくれた人が何人もいた。とても新鮮だった。僕の意見をしっかりと聴いて考えてくれたことが、とても嬉しかった。そしてこれまでの自分の浅はかな考えに向き合い、自分の中で修正することができた。そのとき僕の意見を訂正してくれた人たちには、とても感謝している。

あらためて今回の集会では、自分の考えの浅はかさを痛感することができた。これまでの自分の人権意識がどれだけ低いものであったかを、考え直すきっかけとなった。この集会に参加することができてとてもよかったと思うし、誇らしく思う。僕の中学校でも、僕のようにこの集会を通して心が動き出す人が増えれば、もっと学校がよくなると思う。そしてそれが、市内、県内、全国に広がっていけばと思う。僕の後輩たちがこの集会に参加し、熱い議論を交わしてほしい。

中学校1年

初めてこの集会に参加しました。この集会に参加するに当たり頑張ろうと思うことがありました。それは、学校で人権について学び、考えていることを、知ってもらうために全体場で発表するということです。私たちの学校は小中併設校の小さな学校です。中学生は9名しかいません。その中で話し合いを大切にしながら人権学習をしてきました。

この集会では、たくさんの人の考えを聞くことができました。すると、私も疑問や自分の考えを発表したいという思いが強くなりました。そして、3回発言することができました。緊張したけれど発表した後は「発言してよかったな。」と思いました。

この集会をきっかけに、これから人権に関するボランティア活動やイベントに、自分から積極的に参加していきたいと思います。ぜひ来年もこの集会に参加して人権問題に対する意識を高めていきたいと思いました。

中学校1年

この集会に参加して、一番印象に残っている場面があります。それは集会での意見交流です。ある中学校の生徒が「このことが分からないので教えてください。」と投げかけると、周りの生徒たちは自分の知っている知識や経験を一生懸命伝えようとしていたことです。みんな話し合い解決しようという様子が分かり、とてもいい雰囲気だなと思いました。また、「その考えに賛成。」「私は逆に思う。」と自分の意見をはっきりと言えるところもすばらしいと思いました。私はこれからは「どちらでもいいよ。」とあやふやに答えるのではなく、自分の意見を持って言っていきたいと思いました。



また、部落差別について、私はもう昔の話だと思っていたけれど、作文発表や意見交流を聞いているうちに、今でもまだ差別している人がいることや、私の身近なところにもあるかもしれないということに気づくことができました。これからも自分の意見をしっかりと持ち、友達と話し合いながら学んでいきたいと思いました。

5 終わりに

今年度で本集会も21回目となった。この集会に参加していく中で、大きく変容していった生徒を何人も見てきた。自分の思いを熱く語る姿、雰囲気を盛り上げようと自分から行動していく姿、つながりをつくろうと積極的に話しかけていく姿。そんな姿を見て、そんな参加者と同じ空間でともに過ごすことで、自分を大きく成長させていった。そのような生徒たちが、昨年徳島で行われた「第26回日教組全国人権教育実践交流集会」の2日目のフィールドワークの中で、全国からの参加者を前に思いを語ることができた。差別のない世の中をつくりあげることと生徒たちの成長を願い、これからも本集会を継続させていきたいと考えている。

第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

トランスジェンダー生徒交流会からの発信

トランスジェンダー生徒交流会 土肥 いつき

1 はじめに 一性の多様性を知るためにー

わたしたち「トランスジェンダー生徒交流会」について説明をしようとするなら、私たちの交流会に集う「トランスジェンダー」とはどういう人であるかについて説明する必要があります。また、「トランスジェンダー」について説明するためには、その背景にある「セクシュアリティ」について説明する必要があります。子どもの人権連のみなさんは、もしかしたらすでにセクシュアリティについての知識をお持ちかもしれません。しかし、セクシュアリティの説明は人それぞれであり、また世界中の人々が日々新たな研究の成果を出しながら更新しています。ですので、「なにを今さら」という指摘もあるかと思いますが、「性の多様性を知るために」から報告をはじめさせていただきます。

従来「性別」は「女／男」の2種類であり、「性」とはそれらが互いに結びつくことであると考えられてきました。しかし、現在では「性」とは「生きる」とことと分かちがたく結びついていること、そしてそのありようは多様であることが明らかになっています。

図1は人間の性を図式化した「Genderbread Person V2.0」というものです。この図によると、まず「性」の要素として「Identity（性自認／性同一性・自分の性別をどう感じているか）」「Attraction（性的指向・どんな人を好きになるか）」「Expression（性表現・どのような性を表現しているか）」「Sex（身体的性・どのような性的機能を持っているか）」の4つがあるとしています。その上で、例えば「Identity」であれば、図2のように「Nongendered → Woman-ness（女性性）」「Nongendered → Man-ness（男性性）」のそれぞれの軸上にその人なりの「位置」を持つとしています。例えば

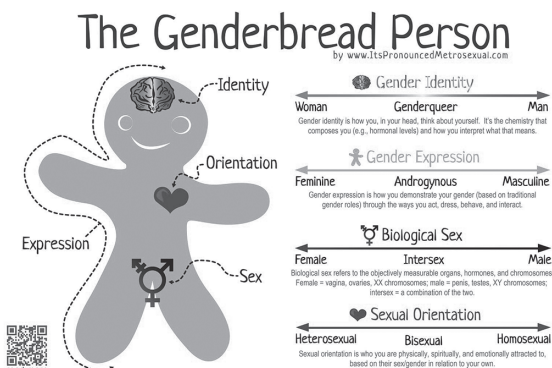


図1 Genderbread Person V2.0



図2 Gender Identity



図3 Women

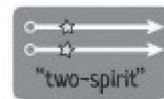


図4 Two-spirit

図3のように、「女性度 50、男性度 0」であれば「woman」となり、図4のように「女性度 30、男性度 30」であれば「two-spirit」となります。ですから、「Identity」のあり方は無限に存在していることとなります。同様のことが「Attraction」「Expression」「Sex」についても言えるので、まさに人間の性のありようは無限と言えます。さらに、使われている単語にも注目していただきたいと思います。Gender Identity では「Woman/Man」が、Gender Expression では「Feminine/Masculine」が、Biological Sex では「Female/Male」が使われています。これらは日本語ではすべて「女性／男性」ですが、実は異なる単語＝概念であるということがわかります。

2 非典型的な組みあわせをもつ人々

したがって、これら4つの要素のありようがまったく同じ人は、おそらくは存在しません。しかし、多くの人はある程度近い組みあわせを持っています。それに対して、非典型的な組みあわせを持つ人々がいます。

①「身体的性」のバリエーション

人間の性分化の過程は非常に複雑です。そのため、非典型的な女性／男性とは異なる性の発達をする場合があります。このような「卵巣・精巣や性器の発育が非典型的である状態」を、医学的に「性分化疾患（Disorders of sex development=DSDs）」と呼びます。ただし、当事者の中には「疾患（Disorder）」を嫌い「差異（Differences）」を使う人もいます。なお、DSD は単一の症状をあらわすものではなく、約 60 種類以上ある疾患群の包括用語です。人数はそれぞれの疾患によって異なりますが、おしなべて考えた場合、性分化疾患の状態で生まれてくる子どもは 2000 人に 1 人の割合と言われています。なお、非典型的な身体を持っても、ほとんどの人は自分のことを典型的な「女性／男性」と認識しています。

②「性自認」と「性的指向」の関係のバリエーション

「性自認」と「性的欲望を持つ対象の性別」が異なる場合を「異性愛（ヘテロセクシュアル）」と呼びます。それに対して、ふたつの性別が同じ場合を「同性愛」と呼びます。異性愛も同性愛も、性的指向のバリエーションのうちのひとつです。同性愛者のうち、性自認が男性で男性が好きになる人のことを「ゲイ」、性自認が女性で女性が好きになる人のことを「レズビアン」と言います。また、性的欲望の判断基準が性別以外にある人のことを「バイセクシュアル」、性的欲望を持たない人を「A セクシュアル」と言います。性的指向が異性愛以外の人の比率はとても多く、だいたい 3%～10% と言われています。

③「性同一性／性表現」と「身体的性」の関係のバリエーション

「性を変えること」は、長く「疾病」とされてきました。それに対して、脱病理化の主張とともに当事者自身が作りだした言葉が「トランスジェンダー」です。「トランスジェンダー」という言葉そのものは日本でも広く知られるようになってきました。しかしながら、その使い方は「性同一性障害」

を単に言いかえたようにも見受けられますが、根本的に異なる概念です。なお現在、国際的には「性同一性障害」は死語であり、「トランスジェンダー」が用いられています。

性同一性障害は「身体の性別と心の性別が食い違っている人」とされてきました。しかしながら、WPATH（World Professional Association for Transgender Health＝世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会）が2014年に作成したSOC7（Standards of Care for the Health of Transsexual, Transgender, and Gender Nonconforming People＝トランスセクシュアル、トランスジェンダー、ジェンダーに非同調的な人々のためのケア基準）には次のような文章があります。

ジェンダーへの非同調性（gender nonconformity）とは、ある個人のジェンダー・アイデンティティ、性役割、あるいは性表現が、その個人の生物学的性（sex）について文化的に規定された規範と異なっている程度を意味する用語である。性別違和（gender dysphoria）とは、ジェンダー・アイデンティティと、出生時に割り当てられた性別（および、それに付随する性役割、一次性徴や二次性徴）の食い違いによって引き起こされた不快感や苦悩を意味する用語である。人生のある時点で性別違和を経験するのは、ジェンダーに非同調な人々の一部に過ぎない。

ここで大切なのは「ジェンダーへの非同調性」の中には「文化的に規定された規範」が含まれ、さらに「ジェンダーへの非同調性＝状態」と「性別違和＝そのことによる不快感や苦悩」を区別し、不快感や苦悩の原因の中にも「性役割（gender）」が含まれているということです。

なお、かつては「女性→男性」をFTM（female to male）、「男性→女性」をMTF（male to female）と表現していました。しかし、「female/male」はBiological Sexをあらわす言葉であること、また、トランスジェンダーを表現する上で「元の性別」という考え方はふさわしくないということから、現在は「トランス女性（Trans-Woman/Trans-Girl）」「トランス男性（Trans-Man/Trans-Boy）」と表現します。

現在「性別違和」を主訴としてジェンダークリニックを受診している人は20000人以上いるといわれています。また、ジェンダーへの非同調性を感じている人は2%とも言われています。

本来、セクシュアリティは多様であり、そうであるがゆえに、わかりにくくもあります。近年、そのようなセクシュアリティを「わかりやすく」説明する傾向があります。しかし、わかりやすさを優先することで、一番大切な多様性をスポイルしてはならないと、わたしは考えています。

3 トランスジェンダー生徒交流会について

わたしは現在、京都府立高校で教員をしています。わたしは男性として生まれましたが、小さな頃から女性の身体を獲得したいと思っていました。しかし、そんな思いを誰にも言えないまま大きくなりました。そんなわたしでしたが、1997年にトランスジェンダーという言葉と出会い、自分の存在をはじめて「言葉化」できるようになりました。そして、2000年頃から少しずつ性別移行をすすめてきました。

2003 年頃から、わたしのところに全国のトランスジェンダーの高校生たちから相談メールが来るようになりました。「望みの性別の制服を着たい」「望みの性別らしい名前で学校生活を送りたい」といった内容とともに、自分のありようにまったく理解を示そうとしない、あるいは、排除しようとさえする学校に呻吟する姿が、そこには書かれていました。そして、そういう学校に対してどうすればいいのかわからず、ひとりで思い悩み、一縷の望みを持ってわたしにアクセスしてきたことが伝わってきました。

やがて、わたしはそうした子どもたちをつなげることはできないだろうかと考えはじめました。そして、2006 年 7 月にはじめての「トランスジェンダー生徒交流会（以下、交流会と略）」を開催しました。

当時のことを、ある参加者は次のように書いてくれました。

初めて多くの同じ人に会えて、しかも話できて、あんときはホンマに新たな一步を踏み出した気がした。話を聞いて理解してくれた時に、うれしくて必死で涙堪えてたりしたよ。

現在は、年 3 回の定例会と年 1 回の合宿、そして年 1 回のキャンプを行なっています。

先にも見たように、トランスジェンダーの生徒は各都道府県に数十人から数百人しかいないと考えられます。そのため、交流会では近畿一円のトランスジェンダーの子どもたちに参加を呼びかけています。年齢層も小学生～高校生、さらには卒業生までと幅広く参加してくれています。交流会の参加のきっかけはさまざまです。もともとわたしと直接の知りあいだった生徒もいます。交流会の存在を知った教員が連れてきてくれる場合もあります。保護者がつながりを持っていて連れてきてくれる場合もあります。トランスジェンダー生徒同士がたまたま知りあっていて連れて来る場合もあります。

交流会のプログラムは毎回同じです。「みんなで昼ご飯をつくる」「みんなで昼ご飯を食べる」「自己紹介」のみです。まずは集まってきて、とにかくみんなで昼ご飯をつくり、一緒に食べます。その中で一番大切にしているのは「自己紹介」です。もちろん、初参加の子どもはなかなかしゃべれません。そんな時は卒業生たちが質問したりフォローしたりします。必要なときは 2 週目の自己紹介をおこなうこともあります。年 1 回の合宿では、特にプログラムを決めず、長い時間をかけて話しあいます。とにかく、ひとりひとりの子どもたちの経験や、子どもたちの内側にある言葉を、みんなで共有することを大切にしています。

交流会は、原則的にはトランスジェンダー当事者の子どもたちを対象にしています。しかし、実際にはたくさんの方が、それぞれの立場で参加しています。例えば、保護者や教員はもちろん、医療関係者なども参加しています。またそれ以外にも「サポーター」として細々とした裏方をし



てくれたり、子どもたちのフォローをしてくれる人もいます。そして、子どもたちはこうした大人が参加することによって、「自分たちに関心を持ってくれる大人がいる」ということを知ります。

4 ミナミ・ダイバーシティフェスティバルに参加して

昨年度11月、大阪市の「ミナミ」で、「ミナミ・ダイバーシティフェスティバル」が開催されました。このフェスティバルは、ヘイトスピーチにカウンターをかけている人々が中心となって「差別を許さず、ちがいをもった人々が共に生きていく社会」をめざしておこなったイベントです。9月に開催した交流会で、参加者の子どもたちに「フェスティバルに出店したい？」とたずねると、みんなが「出したい!」と答えました。そして、みんなで話しあった結果、「ヤンニョンチキン」の屋台を出すことにしました。



当日は、トランスジェンダーフラッグに交流会の名前を書いたり、お店にさまざまなデコレーションをしました。子どもの人権連からの助成金のおかげで、利益を出すことよりも、フェスティバルに参加して楽しむことに重点を置くことができました。

フェスティバルのプログラムの中に「多民族ファッションショー」がありました。このファッションショーは、とにかくジェンダー色が強くなりがちな民族衣装にダイバーシティを持ち込みたいという主旨で開催されたものです。このファッションショーにおいて、交流会に参加している中学2年生(当時)のトランス女性である「まーちゃん」がモデルになりました。最後に、まーちゃんの感想文を掲載して報告を終わることにします。

私は11月にダイバーシティに参加させてもらいました。

会場に着いてから、まず私はいつき先生に呼ばれて、何の話かな?と不思議に思っていると「ファッションショーに出てみない?」と声をかけられて、私は最初驚きました。ファッションショーなんて出たことがないし、あまり見たこともなかったので戸惑いました。それと、なんで私なんだろう、とも思いました。

とりあえずいつき先生についていくと、チマチョゴリのファッションショーってことに気づいて驚きました。チマチョゴリなんて着たことも見たこともなくて、初めてのことだったのでなんだか嬉しかったです。見せてもらった後は、着たいチマチョゴリを決めて少しゆっくりしてから、その着たいチマチョゴリに着替えてから、ヘアメイクをしてもらいました。普段はヘアメイクなどは自分でしてたのですが、初めて人にしてもらって、やっぱりいつもとは違うし、すごく綺麗だと思いました。チマチョゴリに着替えた自分を、周りの人達はすごく似合ってるや可愛いなどの褒め言葉をもらって、とても嬉しかったです。そして着てみて思ったのが、とても丈が長かったです。私が選ばれた理由は、その丈が長いから私に似合うのではないかと、ってことで選んでくれたみたいで、それを知った時、さらに嬉しくなりました。そして、パレードがあったので、街を歩いたりしてから、ファッショ

ンショー本番の時が来ました。

私は人見知りをしたり恥ずかしがり屋だったので、人前に立つのが苦手ですごくドキドキしていました。ポーズを決めたりしないといけないことを聞いて、余計緊張が深まりました。私はそんなことをした事がないので、ポーズってどんなのをしたらいいのだろうなどと、たくさん考えました。考えようとしてもきっと緊張の方が勝ってなにも出来ないだろう、と自分で思ったので、とりあえず全て同じポーズをしようと決めました。1人ずつ歩き始めて、私は緊張しかありませんでした。そして私の番が来た時、知らない人ばかりがいる前で歩くななんて本当に緊張して、本来なら笑顔で歩くべきなのになぜか笑顔をするのが恥ずかしくて無表情になってしまったのが、本当に後悔しています。ファッションショーなどに出れるのはこんな時しかないのにな、と終わってから思いました。けれど、私は知らない人の前であんなにも怖がらずに歩けたのがすごかったな、と自分で思います。



今までずっと人目のことを気にして、どこを歩くにも人目のことばかり気にしてしまっていたので、怖かったのに、その時は怖くありませんでした。なぜなら、もちろんその日が性別や人種のことを関係なかったのもあるし、見てくれている人が私のことを注目してくれている、興味を持ってみてくれているし、私の事で悪口をいう人がいないと思うと、自分に自信が持てました。私が着たチマチョゴリはジャケットもセットでした。そのジャケットを、戻ってきて一番前の時に脱ぐということも託されていました。どういう風に脱いだらかっていいかなと考えて、とりあえずその考えたように脱いでみました。すると、見ていた人たちから歓声が出て、私のことでそんな歓声があがることが初めてで、驚きの半分ホッとなりました。最後の最後でうまく決まればよかったなと思ったからです。

私はダイバーシティでファッションショーに出させてもらって本当に良かったと思います。モデルのような経験ができて、さらに人前に出る時も怖がらずに出て、普段できないことをたくさん経験できました。もしこの時までにはいつき先生と出会えていなかったらこんなにも素晴らしい経験は出来ていなかったと思います。もし同じような経験がまたできる時は、今度はもっと笑顔で明るい印象を見ている人に与えたいなと思いました。ダイバーシティは、性別や人種のことを気にしなくていいので、本当にいいイベントだなと思いました。自分がいたいように過ごせる時だし人目を気にしなくてもいいとても気楽な1日を過ごせるので、これからもずっと続けてほしいし、ある時は毎回参加したいなと思いました。



日本語を母語としない親子のための 多言語高校進学ガイダンス報告

日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会

実行委員長 角田 仁

1 多言語高校進学ガイダンスの概要

(1) 進学ガイダンス発足の経緯

「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」（発足当時の名称）が始まったのは2001年のことである。

1980年代後半から、いわゆるニューカマーの外国人の来日が急増する中で、学齢期の子どもの来日もまた急速に増加した。また、母国で中学校程度の学校を卒業して来日する子どもたちも増えてきた。これらの子どもたちは日本語のハンディに加え、母国での教育内容と日本の教育内容の相違、日本の学校制度に関する理解不足、日本の学校の受け入れ体制の不備などが原因で、日本の学校制度の枠から取り残されるケースも多い。特に義務教育ではない高校への進学に関しては、受験という大きな壁があり、また高校側に適格者主義の考え方が強いこともあって、進学率がきわめて低いことが問題となっていた。日本人の子どもの高校進学率が98%と、ほとんど全入に近い状態であるのに対し、正確な統計はないものの、外国籍生徒の中学在籍数と高校在籍数の比較からは、外国籍生徒の高校進学率が50%にも満たないという分析がなされている（多文化共生センター東京編『東京都の外国ルーツの子どもたちの高校進学に関する実態調査報告書』2001.3）。

こうした状況が次第に明らかになり、外国につながる子どもたちを支援している教員、NPO、地域の市民グループなどの間では問題意識の共有化が図られるようになった。

高校進学のような状況を改善するには、まず当事者の子どもたち、そしてその親たちに正確な情報を提供し、適切なアドバイスを行うことが必要であるとの認識も共有化されるようになった。その結果、2001年に東京での最初の「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」が開かれたのである。

発足当初のガイダンスは1年に1回の開催で、参加人数も子どもと保護者を合わせても20人ほどの、小規模なガイダンスだったが、数年もしないうちに参加者が増加し、会場も狭くなったため、23区と多摩地区に分け、年2回開催となった。しかし、さらに参加者はふくれあがり、とうとう23区会場では300人を超し、会場に入りきれない事態となった。

そこで2009年には武蔵野会場、2010年には八王子会場と大田会場、2011年には品川会場と開催回数を増やし、また開催場所も都内全域をカバーするようになった。

実行委員会も当初は有志で構成されていたが、現在は都内の地域で活動する団体が構成されるようになり、徐々に組織も整ってきている。また、構成団体の意思疎通とガイダンスの内容の検討、

問題点の抽出と改善方法の提案などのため、実行委員会の定期会合を年 3 回行っている。

(2)2016 年度の取り組みと課題

2016 年度のガイダンスは、春に武蔵野（武蔵野スイングビル）、蒲田（大田区民センター）、文京（東洋大学）、秋には八王子（学園都市センター）、品川（品川区民総合文化センター小山台会館）と文京（東洋大学）の 6 ヲ所（カ所）で 6 回開催した。回数については、2011 年度以来 6 回で定着してきている。参加者の概要については後掲の表を参照していただきたい。東日本大震災の影響で 2011、2012 年度は減少したが、2013 年度以降は再び増加する傾向にある。今年度の実行委員会は、12 団体で構成されている。ガイダンスの内容については、例年通り、多言語での通訳を用意しての高校受験制度についての説明、外国につながる高校生による体験談発表、個別の教育相談である。

大きな変更点としては昨年の東京都の入試制度の大幅変更に伴い、これまで使っていた「進学ガイドブック」を大幅に改訂したことがあげられる。さらにガイドブックについては参加者の多国籍化に対応するため、これまでの英・中・タガログ・スペイン・タイの各言語に加え、ポルトガル語、ネパール語、ミャンマー語版を新たに作成した。

また昨年に引き続き、各会場ごとの特色として、外国人の在留資格相談のブースや保護者の体験談のコーナーの設置など、会場ごとの特色化も図っている。また、本年度も東京都高等学校教職員組合（都高教）と東京都公立学校教職員組合（東京教組）の賛同をいただき、組合を通じて若い教職員の参加を得ることができた。

会場に関しては、2012 年度にそれまで使用していた JIKA ちきゅう広場（港区）が使用できなくなり、中央部および東部の会場探しに大変苦労したが、2013 年度より、東洋大学の学生団体である「SPIRIT」が構成団体に加わってくれることになり、春と秋の 2 回、東洋大学を会場として使用できることになった。このことはとても大きな助けとなっている。

また、「SPIRIT」に所属している学生たちがスタッフとして加わったことにより、人的な配置の面で大きな助けとなっている。ただ、以前からの課題ではあるが、外国人人口の多い東京 23 区の他の東部地区（江戸川、江東、葛飾、墨田、足立等）及び北部地区（北、板橋、豊島）でのガイダンス実施ができていないことは大きな課題である。東洋大学の学生や、かつて進学ガイダンスに参加して高校進学を果たした生徒たちが成長して通訳やスタッフとして参加するなど、若い力も加わってきているが、人員の問題は変わらず大きな課題である。特に説明に当たる高校や中学の教員が固定化し、負担が増してきている。また、外国人の多国籍化の伴い通訳が確保できずに対応できない言語が出るようになってきている。どのように人員、協力者を獲得していくかに、今後のガイダンスの存続がかかっている。

(3) 入学後の進路と高校生進路ガイダンス

これまで 15 年にわたって高校進学ガイダンスを実施し、ある程度認知度も高まり、一定の成果を上げてきた。しかし、高校に入学させることはできても、その後の進路をどう保障していくかにつ

いては、手つかずのままであった。近年は、実行委員会を構成している外国人支援団体にも、高校に入った卒業生から、進路相談が寄せられるようになってきている。昨年は、実行委員会の構成団体である「CCS/世界の子どもと手をつなぐ学生の会」が中心となり、南部の2会場で別の部屋を借り、高校進学ガイダンスと平行して、「高校生のための進路ガイダンス」を行ったが、時期的な問題や広報の問題もあって参加者が残念ながら少なかった。そこで、本年は3月27日にガイダンス実行委員会が協力して、別途に「外国につながる高校生のための進路ガイダンス」を実施した。すべての東京都内の高校にお知らせを出すなど、周知に努めた結果、教員、生徒、協力者、支援者あわせて70名以上の参加を得て、成功することができた。今後、継続してこのような取り組みを進めていくことが重要であるということがわかった。また、「高校進学ガイダンス」との有機的な連携も重要であるということも改めて認識された。

2 在日外国人を取り巻く状況

(1) 外国人登録数減少の鈍化

法務省によれば、2016年末現在における外国人登録者数は、238万2822人であり、前年に比べ、15万633人(6.7%)増加した。これは過去最高の増加数であり、東日本大震災の影響は完全に脱したといえよう。外国人登録者の我が国総人口1億2709万4745人(2015年国勢調査)に占める割合は、1.87%である。また、同じく法務省によれば、2016年末、「外国人登録者が最も多い」のは東京都(50万804人)で全国の21%を占めており、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

外国人のおよそ5人に一人が東京で暮らしている、と言える。

(2) 東京都の学校における状況

平成27(2015)年度の学校基本調査によると、東京都における外国籍児童生徒数は小学校で7,583名(全体の1.27%)で、前年度比21%の大幅な増加、中学校で2,982名(同0.97%)で増減ほぼ変わらず、都立高校で1,294名(同0.97%)である。また、日本語指導が必要な生徒数は2014年度の調査で都公立中学校で843名、都立高校で462名にのぼっている。中学校に比べ、日本語指導が必要な生徒数が高校で極端に少なくなるのは、やはり入試の壁が大きく影響していると考えられる。

高校入試に関しては、一昨年まで都立高校には3校55名の「在京外国人枠」が設置されていたが、昨年度入試より2校増え、計5校95名の枠となり、さらに今年度はもう一校増加して6校110名となった。東京都教育委員会としても、在京外国人生徒への対応を迫られていることの表れと言えよう。しかし上記の外国人の数に比し、まだ圧倒的に少ない。また地域的にも偏りがあり、多くの外国人生徒のニーズに合っているとは言えないのが実情である。

入試に関して、受験上の特別措置としては、これまで申請により入試問題にフリガナ付きのものが配布されるという制度があったが、昨年度からはこれに加え、希望者には辞書の持ち込みと10分間の時間延長が認められることとなった。これは一定程度の前進とは言えるが、一方ではこれまで

日本語の力が十分ではない生徒が多く受験していた3教科(英/数/国)の学校がなくなり、すべての全日制高校が5教科受験となった。これは多くの外国人受験生にとっては大きな負担となっている。さらに、日本語を母語としない受験生の中には、多くの日本国籍者がいるが、上記の「外国人特別枠」「フリガナ受験」「辞書持ち込み」とも、「来日3年以内の外国籍生徒」を対象としているため、日本籍生徒はこうした特別措置から漏れてしまい、入試の壁がさらに高くなるという問題が生じている。

以上のように、東京都における外国につながる生徒(特に日本語を母語としない生徒)の高校への進学には多くの困難がある。しかしそれだからこそ、ガイダンスを通じて、何とか高校進学という道を切り開いていく手助けをしたいと考えている。今後も支援者、市民と教職員とが連携して日本語を母語としない親子のための権利保障に取り組んでいきたい。

(3) 高校生の進路をめぐって新たに明らかになった問題

昨年行った「高校生のための進路ガイダンス」の中で、外国人高校生の進路にとって非常に問題が明らかになってきた。それは、在留資格によっては、卒業後の進路が著しく狭められるということである。この問題は主に在留資格「家族滞在」の生徒について起こっている(他の在留資格でも起こっているが)。「家族滞在」の生徒は、原則として就労できないため、高校卒業時に正規の就職ができないばかりか、進学したとしても、その先で就労することができないケースが多発しているのである。また、進学後の資格取得によっては就労可能ではあるものの、この在留資格では日本学生支援機構が奨学金の給付を拒否しているため、実質上進学への大きな壁となっているのである。進学ガイダンス実行委員会としても、高校進学後の生徒の将来を考える上で、大きな問題であると認識しており、今後国に働きかけるなど、何らかの対策を考えなければならないと考えている。

3 主催・後援他

□実施：日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス

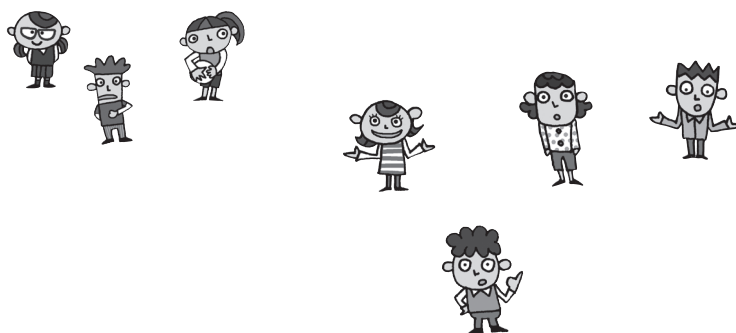
東京・実行委員会

- ・CCS / 世界の子どもと手をつなぐ学生の会
- ・MCE / 多文化共生教育研究会
- ・多文化共生センター東京
- ・CTIC/ カトリック国際センター
- ・MIA / 武蔵野市国際交流協会
- ・八王子国際協会
- ・OCNet / 外国人とともに生きる大田市民ネットワーク
- ・IWC / 国際市民の会
- ・青少年自立援助センター
- ・レガートおおた
- ・東洋大学SPIRIT
- ・西東京市多文化共生センター

- 主 催：特定非営利活動法人多文化共生センター東京
- 後 援：東京都教育委員会ほか
- 賛同：東京都高等学校教職員組合、東京都公立学校教職員組合
- 助成：子どもの人権

4 ガイダンス参加者数

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1) 日時：7月3日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：東洋大学白山キャンパススカイホール(文京区) | 参加者：102名 |
| 2) 日時：7月10日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：武蔵境駅前 スイングビル(武蔵野市) | 参加者：112名 |
| 3) 日時：7月31日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：大田区民センター(大田区) | 参加者：36名 |
| 4) 10月2日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：品川区立総合区民会館(品川区) | 参加者：23名 |
| 5) 日時：10月9日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：東洋大学白山キャンパススカイホール(文京区) | 参加者：83名 |
| 6) 日時：10月23日(日) 13:00-16:30 | |
| 場所：八王子東急スクエアビル(八王子市) | 参加者：70名 |



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2017/5/1 【朝日新聞】

教員の長時間労働、深刻 中学の6割「過労死ライン」

公立小中学校の教員の勤務時間が10年前と比べて増えたことが28日、文部科学省の調査で分かった。授業の増加が主な理由とみられ、教諭の場合は1日あたり30～40分増え、11時間以上働いている。教育現場が深刻な長時間労働に支えられている実態が、改めて裏付けられた。調査は昨年10～11月、全国の小中学校400校ずつを抽出し、校長や副校長、教諭や講師らフルタイムで働く教員を対象に実施された。小学校は8951人、中学校は1万687人が答えた。その結果によると、小学校教諭は平均で平日1日あたり11時間15分（2006年度比43分増）、中学校教諭は同11時間32分（同32分増）働いていた。労災認定基準で使われる時間外労働の「過労死ライン」は、1カ月100時間または2～6カ月の月平均80時間とされている。今回の結果をあてはめると、小学校教諭の約2割と中学校教諭の約4割が100時間、小学校の約3割と中学校の約6割が80時間の基準に触れている。文科省は「脱ゆとり」にかじを切った08年の学習指導要領改訂で、小中学校の授業時間を増やした。今回の調査と06年度を比較すると、授業と準備時間の合計は小学校教諭で1日あたり35分、中学校教諭で30分増えており、授業の増加が反映された形だ。その一方、成績処理や学級経営などの時間は減っておらず、結果的に総時間が膨らんでいる。管理職の勤務時間も増えている。小中ともに平日の勤務がもっとも長いのは副校長・教頭で、小学校は12時間12分（06年度比49分増）、中学校は12時間6分（同21分増）に上った。文科省は「地域や保護者への対応、学校からの情報公開など組織として対応しなければいけない仕事が増えた」と説明する。文科省が同様の調査を実施したのは06年度以来、

10年ぶり。松野博一文科相は28日の会見で「看過できない深刻な事態が裏付けられた」と述べ、中央教育審議会で教員の働き方改革の議論を本格化させたい考えを明らかにした。

■ 2017/5/6 【朝日新聞】

子どもと貧困 中学校給食の実施率、 都市により大きな差

主食、おかず、牛乳を提供する「完全給食」を公立中学校で実施している割合について、全国主要74市区に朝日新聞が尋ねたところ、都市間で大きな差があり、50%未満が5市あった。給食がない場合、生活保護や困窮家庭向けの就学援助に給食費が含まれず、昼食代が家計の負担になっている。政令指定市、道府県庁所在市と東京23区に今年1月、総生徒数のうち完全給食の対象になっている生徒の割合を示す実施率を聞いた。札幌、仙台、大阪や東京23区の計59市区が100%と回答。50%未満は横浜（0%）、大津（6・6%）、川崎（9・3%）、高知（16・1%）、神戸（37・5%）だった。実施していなかった理由は、財政的余裕がない、弁当が定着している、など。だが、子どもの貧困の広がりなどを背景に、保護者らの要望に応じて給食を始め、数年内に100%を目指す市もある。神戸は2月に100%に達している。また12市は、持参の弁当か、民間業者などが配送する給食かを選ぶ「選択制」を採用し、業者の給食を食べている生徒の割合は、堺（約7%）、和歌山（約20%）、盛岡（約31%）。費用の前払いや予約の手間、「周囲が弁当なのに給食を選びにくい」といったことがネックとみられる。さらに、就学援助の対象にしていらない自治体では、給食があるのに困窮家庭の支えになっていない。

■ 2017/5/10 【朝日新聞】

**親の帰宅時間と子の学力は関係ある？
文科省が調査開始**

親の帰宅時間と子どもの学力は関係するの
か。文部科学省は今月、「全国学力調査」を受
けた小学6年生と中学3年生の保護者の一部
を対象に、教育への考え方や年収などを尋ね
るアンケートを始めた。家庭環境と学力の関
係を分析するのが狙いで、結果は来年に公表
する予定だ。全国学力調査に関連した保護者
調査は、2013年度に続いて2回目。前回
は公立小中学校約400校ずつを抽出したが、
今回はより細かい分析をするため、小学校
1186校と中学校799校に増やしており、
それぞれ数万人の保護者が対象となる。調査
では前回に続き、世帯年収や最終学歴、子ど
もとの接し方、教育費などを調べる。さらに、
保護者の帰宅時間や「家にある本の数」や「子
に留学をしてほしいか」などの質問も設けた。
前回調査では回答者の9割が母親だったこと
を踏まえ、両親それぞれの考え方を調べよう
と、用紙の最後に「配偶者向け」のページも
追加した。前回調査では、保護者の年収や学
歴が高いほど、子どもの学力も高い傾向が出
ている。

■ 2017/5/13 【朝日新聞】

**生活保護世帯の子、奨学金頼み 大学生ら、
収入の7割 堺市・大阪市立大調査**

生活保護世帯で育った子どもが大学や専修学
校に進学した場合、学費や生活費の7割を奨
学金に頼らざるを得ない。そんな傾向が、堺
市と大阪市立大学の調査で分かった。調査に
答えた学生の半数が400万円以上の奨学金
を借りており、重い負担を抱える実態が浮か
んだ。生活保護の支給は、世帯単位で決まっ
ている。「利用できる資産や能力は活用する」
という制度の趣旨から子どもは高校を卒業し
たら働くことが前提で、生活保護を受けなが
ら大学などへの進学は認められていない。こ
のため、生活保護世帯で育った子どもが進学
するためには家族と同居していても親と生計
を「分離」する手続きが必要で、世帯が受け

取る保護費も減額される。今回の調査は「実
態を把握し、適切に支援したい」と堺市の若
手ケースワーカーらが企画。昨年10～12
月、日本学生支援機構などから奨学金を受け
取りながら大学などに通う168人を対象に
実施され、106人が回答した。調査によると、
学費や生活費の支出は年間約181万円で、
このうち7割の約128万円を奨学金、2割
の約39万円をアルバイトでまかない、家庭
からの給付は約12万円にとどまった。奨学
金の受給額は月平均約10万円で、アルバイ
トは月平均で約52時間働いていた。

一方、日本学生支援機構が2014年、自
宅から大学に通う学生を対象に実施した調査
では、年間支出の約6割が家庭からの給付で、
奨学金は2割程度。教育費に詳しい小林雅之
（東京大学教授（教育社会学））は「生活保護世
帯の学生が、奨学金とアルバイトに頼る傾向
がはっきりした。地域差はあるが、全国的な
傾向を反映していると言えるのではないか」
と指摘する。生活保護世帯の子どもの大学や
専修学校などへの進学率は33%と、一般世
帯の73%の半分にも満たない。世帯の経済
状況が影響していると見られ、小林教授は「世
帯分離しなくても進学できるようにすれば、
保護世帯の子の進学率は上がる可能性がある」
と話す。国は18年度から、返済不要の給付
型奨学金を本格的に導入し、月2万～4万円
を支給する予定だ。対象は生活保護世帯を含
む住民税非課税世帯で、1学年2万人が受給
できる。しかし、文部科学省の推計では対象
世帯の進学者は1学年で約6万人おり、「範囲
が狭い」という指摘もある。厚生労働省社会・
援護局保護課の担当者は「生活保護世帯の子
の支援のあり方については今後、総合的に検
討していく」としている。

■ 2017/5/27 【朝日新聞】

**LGBT、教員研修広がる 都道府県・
指定市の6割 参加は7%止まり**

教育現場でLGBTなど性的少数者の子ど
もへの配慮を求める国の通知を受け、全国
の都道府県・政令指定都市教育委員会のう
ち、約6割の40教委でLGBTに特化した

教員研修を行っていることが、朝日新聞の調べでわかった。ただ、参加率は平均で約7%にとどまり、専門家は「より多くの教員が参加できる仕組み作りが必要だ」と指摘している。文部科学省は2015年4月に初めて、性的少数者の子どもに配慮するよう、都道府県教委に通知した。昨年には教員向けの手引も公開している。朝日新聞は昨年11～12月、日高庸晴・宝塚大看護学部教授（社会疫学）の協力を得て都道府県と政令指定都市の67教委を対象にアンケートを実施。LGBTへの理解を進める取り組みについて聞き、全ての教委から回答を得た。回答によると、LGBTへの理解に特化した教員研修を40教委が行っている。また、22教委が教員向けの人権研修などでLGBTをテーマに取り上げており、合計すると全体の9割超が研修の対象としていた。一方、研修への参加教員数（延べ12万3553人）を、67教委の全教員数（177万2562人）で単純に割ると平均参加率は約7%。教委ごとに参加率をみると、最も高い岡山県教委の69%を筆頭に16教委で10%を超えていたのに対し、15教委は「1%以上3%未満」、13教委は「1%未満」で、取り組みに濃淡が表れた。日高教授は「文科省が性的マイノリティーに関して、通知と手引を出したことは大変画期的なことだ。一方で、教育委員会ですべての教員が学ぶべき課題であるという認識や、現状への危機感がまだ薄いのではないか。時間を要しても、教員全員を対象にした研修の枠組み作りが急務だ」と指摘する。

■ 2017/6/3 【朝日新聞】

幼児教育無償化を明記 財源は先送り 骨太の方針素案

政府は2日、経済財政運営の基本方針（骨太の方針）の素案をまとめた。「人材への投資」を掲げ、幼児教育・保育を早期に無償化し、待機児童も解消する方針を明記したが、実現に必要な財源は「年内に結論を得る」と先送りをした。先にまとめた成長戦略の素案とともに9日に閣議決定される予定。人口減少による人手不足の深刻化を背景に、骨太の素案

では教育分野などの「人材投資」を強化して生産性を引き上げる方針を打ち出した。待機児童は、安倍晋三首相が2020年度末までの解消をめざして約22万人分の保育の受け皿づくりをめざす方針を示しており、これに沿って取り組む。幼児教育無償化の完全実施には年1・2兆円、待機児童対策には年数千億円の追加費用がかかるとみられる。素案では財源について自民党の小泉進次郎氏らが提唱した「こども保険」といった「新たな社会保険方式」や「財政の効率化」「税」の3案を含めて検討する、との表現にとどめた。財政再建目標は、借金に頼らずに政策経費をまかなえるかをみる指標「基礎的財政収支（P/B）」を20年度までに黒字化すると従来の目標と同時に、国内総生産（GDP）に対する債務残高の比率を「安定的に引き下げる」との目標も明記した。債務残高のGDP比は経済成長によって改善する指標。達成が絶望的なP/B目標を見直す「布石」との見方も出ている。

■ 2017/6/15 【朝日新聞】

教員免許「国が一元管理を」 自民、 国家資格化を提言

自民党の文部科学部会は15日、都道府県ごとに分かれている教員免許の情報を国が一元管理し、国家資格に位置づけるなどとした緊急提言をまとめ、松野博一文部科学相に提出した。文科省によると、教員免許は、各都道府県ごとに管理している。更新制の導入時に整備した国のシステムはあるが、処分の履歴などは完全に共有されていない。不祥事などで免許が失効しても、他県で採用される可能性もあるという。提言では、こうした情報を国レベルで共有できる仕組みをつくり、失効や取り上げなどの情報を文科相に報告する義務を課すことや、採用選考に活用できる共通試験を国が作成することなどを挙げた。国家資格にするための具体的措置についても早急に着手するという。部会長の亀岡偉民議員は、記者会見で、「勤務時間の改革や待遇改善も含め、教員が誇りを持てるようにしたい。国が介入を強めたいということではない」と述べた。

■ 2017/6/15 【毎日新聞】

高1、エコ知識低く 37カ国中36位

15日に公表される国連児童基金（ユニセフ）の報告書で、環境問題に関する日本の高校1年生（15歳）の知識は、37カ国中36位だったことが分かった。日本は国際的にみて基礎学力は高いが、現実的な課題への関心は低いといえそうだ。経済協力開発機構（OECD）の2015年の「生徒の学習到達度調査」（PISA）結果を比較可能な先進国について分析した。持続可能な地球環境のための消費や生産活動を行う知識があるかをみるため、温室効果ガスの増加についてや、遺伝子組み換え作物の利用状況など七つの環境問題を出題。五つ以上の問題について「ある程度知っていて大まかに説明できる」「よく知っていて詳しく説明できる」と答えた割合が日本は44・4%だった。トップはポルトガルの82%で、平均は62・1%。主な欧米諸国は、英国67・8%、米国61%、フランス58・4%だった。一方、PISAで読解力、数学、科学分野で基礎的な学力に達している高校1年生の割合は、日本は82・4%で38カ国中2番目に高かった。報告書は、国連の持続可能な開発目標のうち、子どもに関連が深い10の目標に関連するOECDや世界保健機関（WHO）などの25のデータについて先進国の状況を比較した。

■ 2017/6/21 【朝日新聞】

夜間中学、新設の動き 首都圏、外国人増加で需要 公立20年ぶり

不登校だった人や日本語を学べていない外国人ら、様々な事情で義務教育を十分に受けられていない人たちが学ぶための公立夜間中学を新設する動きが首都圏で相次いでいる。公立夜間中が誕生するのは、全国でも約20年ぶり。外国人人口の増加などで需要が高まっていることに加え、あらゆる人に義務教育の機会を保障する「教育機会確保法」の成立が後押ししている。埼玉県南端の川口市はこの春、夜間中学を2019年4月に開校する方針を表明した。JR蕨駅近くの、廃校になっ

た小学校跡地に建てる方針で、生徒数は全国でも最大規模の200人以上になる見込みだ。特に多くなるとみられるのが、外国籍の生徒だ。約60万人の市民のうち、外国人は5%余りの約3万1千人。奥ノ木信夫市長は3月市議会で「大勢の外国人が何十年も暮らす以上、日本語の習得を助けて生活に適應できるよう支援することは、多文化共生から大切だ」と開校の理由を語った。周辺の自治体から通う人もいとまれ、財政面などの負担が川口市に偏らないよう、県内12市と県間の話し合いも始まっている。千葉県松戸市も、19年4月の夜間中学新設を目指す。市内の中学では、不登校などが原因で長く欠席している生徒が約500人おり、外国人も増えている。今後の調査で、ニーズの詳細も調べる。新設に向けた動きの背景には、フリースクールなど学校以外の場で学ぶ子どもたちの支援を目的に、昨年12月に成立した教育機会確保法の存在がある。基本指針では「夜間中学を各都道府県に1校以上つくる」ことを目指し、生徒の状況に合わせて小学校の内容も教えられとも明記した。文部科学省は4月、夜間中学設置の取り組みを都道府県教委などに求めた。夜間中学はかつて全国に80校以上あったが、現在は8都府県に31校あるだけ。1997年に、大阪市立東生野中学校に設けられたのを最後に新設されていない。文科省の14年の調査では約1800人が通い、8割は中国や韓国・朝鮮籍などの外国人だった。ただ、学び直しを必要とする人がもつというのは確実だ。ボランティアが運営する「自主夜間中学」には、14年に約7400人が通っていた。また、10年の国勢調査では小学校を卒業していない人が約12万8千人に上った。中学を卒業していない人の数は不明だが、卒業していても、不登校や親の虐待などで実際には十分に学べなかった人もいる。川口市も松戸市も、市民たちが1980年代から自主夜間中学を続け、公立夜間中学の設置を求めてきた点で共通している。川口市の自主夜間中学には現在、60人以上が通う。小1の漢字ドリルで特訓中のイランの女性（52）は「日本で産んだ2人の娘と同じくらい日本語が読み書きできるようになりた

い」と語る。台湾出身の男性（25）は「履歴書の書き方を教わり、メーカー正社員の面接を受けることができた。公立夜間中学ができるなら、もちろん通います」と目を輝かせた。

■ 2017/6/22 【朝日新聞】

中学公民で「憲法改正の手続き」明記 新指導要領の解説

文部科学省は21日、2020年度以降に導入される小中学校の学習指導要領の狙いを説明する「解説」を公表した。中学校公民では、憲法が国家権力のあり方を定めて国民の人権を守る「立憲主義」の考え方とともに、憲法改正の国民投票の手続きが法律で定められていることについて教えることを初めて明記した。解説は指導要領の内容を詳しく説明するもの。学校現場での授業や、教科書編集のために参照されるが、指導要領そのものと違って法的拘束力はない。小学校の社会では、行政の予算が国民の税金で成り立つことや裁判員制度などを教え、「政治への関わりについて自分の考えをまとめる」ことを求めている。また、領土については小中とも、竹島や北方領土、尖閣諸島が日本固有の領土であり、日本の立場が「歴史的にも国際法上も正当」だと教えるよう明記した。少子高齢化や情報化を踏まえ、中学校公民では、新たな発想に基づいて価値を創造するため「起業の必要性」にも触れている。違法な長時間労働や賃金不払いなどが深刻化するなか、「労働保護立法などに触れる」ことも求めた。18歳選挙権が認められた点を踏まえ、政治に参加する自覚を養うことも求めた。

■ 2017/6/23 【朝日新聞】

教員の働き方、年内にも緊急対策 仕事の範囲や給与など

教員の長時間労働が問題となる中、松野博一文部科学相は22日、「働き方改革」の案をまとめるよう、諮問機関の中央教育審議会に求めた。教員の仕事の範囲や勤務時間の管理方法、給与の仕組み、仕事の効率化などについて議論してもらう。文科省は中教審の議論

を踏まえ、年内にも緊急対策を打ち出す方針だ。教員は自営性が重視され、仕事の進め方も個人の裁量で大きく変わるため、学校では勤務時間の管理がおろそかになりがちだ。中教審総会で松野氏は『『自主的、自発的判断』によって長時間勤務を行わざるをえない実態をどう改善するか、検討をお願いします』と述べ、改善策を求めた。論点の一つは「どこまでが、教員が担うべき仕事か」ということだ。教員と事務職員やスクールカウンセラーとの間の役割分担、部活動における家庭や地域との協力のあり方などについて議論される。文科省の説明では、学校の清掃や部活の指導、家庭訪問を教員の役割としていない英国などと比べ、日本の教員は幅広い仕事を担っている。仕事の特殊性を理由に残業代が原則として出ず、基本給の4%に相当する「教職調整額」を代わりに支払う教員の給与の仕組みも、検討対象になる。勤務時間管理の意識を薄れさせる一因と指摘されており、中教審委員からも廃止を求める声が上がった。一方、残業代を導入する場合は新たな財政負担や、勤務時間を管理する方法などが課題で、焦点の一つになりそうだ。文科省が昨年実施した調査によると、小学校教諭の勤務時間は平均で平日1日あたり11時間15分、中学校教諭は同11時間32分。小学教諭の3割、中学教諭の6割が「過労死ライン」を超えていた。

■ 2017/6/25 【朝日新聞】

インスリン注射「トイレで打って」 理解進まめ教育現場

希少なタイプの糖尿病を患う愛知県の男子高校生は、体調管理のために必要な昼食前のインスリンの自己注射を教室で打つことが一時期かなわなかった。中学や高校側が禁じたためだ。トイレで打つよう指示されたこともあり、問題視した医師が先月学会の集会で報告。患者団体は、本人の希望を尊重すべきだと指摘している。愛知県の県立高校の男子生徒（16）は、名古屋市内の中学2年生だった2014年12月、病院で1型糖尿病と診断された。インスリンが膵臓（すいぞう）で作られない病気で、生活習慣と関係のある2

型と異なり、自分の免疫が誤って膵臓の細胞を攻撃することなどで起こる。15歳未満の年間発症率は10万人に2・25人とされる。高血糖が続くと将来腎不全や失明などの合併症が起こる恐れがあり、1日4、5回、注射などでインスリンを補い、血糖値を調節することが欠かせない。生徒は学校に事情を説明し、危なくないと考えて昼食前に教室で打つことにした。他の生徒も理解してくれた。だが、中学3年生になると新しい担任教諭から教室での注射を禁じられた。「トイレで打って」と言われたこともある。生徒はトイレはいやだと訴え、保健室で打つことになった。当時の教頭によると、学校側は安全で衛生的な場所として保健室がいいと判断したという。生徒は「隠れるようにして注射はしたくない」と思い、学校での注射を黙ってやめてしまった。事情を知った母親(46)が注射は危なくないと学校側に説明。主治医は学校に出した診断書に「注射は生命の維持に不可欠。場所を限定しないよう配慮を求める」と付記、市教委にも相談したが事態は改善しなかった。当時の教頭は取材に「今思えば注射と聞いて構えてしまい(本人やほかの生徒の)安全を考え過ぎた面もあるかもしれない。もっと本人の思いを聞いてあげたら良かった」と語った。生徒によると、高校でも教室での注射はかなわず、保健室を指定された。「教室に戻ころには友達は昼食を終えていて、自分だけ取り残されるようだった」入学から数カ月後、体につけた機械からインスリンが補給されるポンプに注射から切り替えたが、当初教室での操作を禁じられ、認められたのは昨秋だったという。「将来、注射やポンプの操作をどこで出来るのか不安。多くの人に病気について分かって欲しい」と生徒は訴える。主治医らは5月に名古屋市であった日本糖尿病学会の年次学術集会で報告した。患者らでつくる認定NPO法人「日本IDDMネットワーク」の井上龍夫理事長は「注射針の長さは4〜6ミリ。コンパスや縫い針と比べても危なくない」と話したうえで「注射場所は本人の希望を尊重することが一番大切。理想は教室で、治療していることが周りに伝わりやすい」と指摘する。1型糖尿病の子どもへの対応を巡り、

岡山小児糖尿病協会(岡山県)は2012年から年1回、教職員への研修会を開いている。患者の家族からの複数の相談がきっかけ。子どもたちが水泳の授業に参加できなかったり、修学旅行に保護者の付き添いを求められたり。針が危ないからとトイレでの注射を指示された例もあったという。多賀徹会長は「学校や先生によって理解度や対応が異なる。正しい情報を共有することが大切だ」。病気の子どもへの学校対応を研究する東京学芸大学の竹鼻ゆかり教授(学校保健)は「病気の子どもへの学校の無理解は古くて新しい問題。学校は変わっていかないと多様な子どもたちに対応できない」と話す。

■ 2017/6/27 【朝日新聞】

子ども貧困率、なお13.9% 15年、ひとり親世帯は過半数 12年調査からは改善

子どもの貧困率(相対的貧困率=キーワード)は2015年に13・9%となり、過去最悪だった前回の12年調査から2・4ポイント改善したことが27日、厚生労働省が発表した16年の国民生活基礎調査でわかった。労働環境がよくなって親の所得が増えたためで、改善は12年ぶり。ただ主要国の中では依然として高く、ひとり親世帯は過半数が貧困状態のまま。調査は16年6〜7月に実施。貧困率は約3万4千世帯の15年の所得を調べ、有効回答率は71・76%。子どもの貧困率は03年の13・7%から上昇が続き、12年調査で16・3%に達した。今回は全世帯の年間の平均所得が8万6千円増えて54万5千8百円となり、改善につながった。ただ、それでも子どもの7人に1人が所得が少ない貧困状態で、先進国でつくる経済協力開発機構(OECD)の平均13・2%(13年)を上回る。デンマークの2・7%や韓国7・1%などに及ばず、主要36カ国で24位にとどまる。ひとり親世帯の貧困率も、前回より3・8ポイント改善して50・8%となったが、過半数を占める状況が続く。大人も含めた全体の貧困率は前回より0・5ポイント改善して15・6%。主要36カ国では29位だった。また7573人が対象の介

護の調査（有効回答率89・66％）では、同居する家族が主に介護を担う世帯で、介護される人とする人がいずれも65歳以上の「老老介護」の割合が54・7％だった。13年の調査より3・5ポイント増えた。

■ 2017/6/28 【朝日新聞】

ひとり親世帯、貧困率50・8％ 15年、主要国最悪レベル

厚生労働省が27日発表した2016年の国民生活基礎調査で、ひとり親と暮らす子どもへの支援の必要性が改めて浮かび上がった。3年に1度調べる貧困率（15年）で、ひとり親世帯は50・8％に上った。子どもの貧困率全体は13・9％で12年ぶりに改善したが、子どもをめぐる環境はまだ厳しい。貧困率は、相対的に算出している。世帯の可処分所得などから子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算して順番に並べ、真ん中の人の額の半分（今回は122万円）に満たない人の割合だ。今回は約3万4千世帯の所得を調べ、有効回答率は71・76％だった。18歳未満の子どもの貧困率は13・9％。過去最悪だった前回12年の調査から2・4ポイント改善したが、経済協力開発機構（OECD）が13年にまとめた平均13・2％を上回る水準だ。ひとり親世帯はとりわけ厳しい。12年から3・8ポイント改善したが、50％超という水準はOECDのまとめでは主要国最悪レベルだ。現在、ひとり親世帯には子ども1人の場合で最大月約4万2千円の児童扶養手当が支給されている。浅井春夫・立教大名誉教授（児童福祉論）は「子どもへの投資は、将来的な所得の増加が期待でき、生活保護を回避することにもつながる。政府は、ひとり親世帯への現金給付のさらなる拡充を検討すべきだ」と語る。

■ 2017/6/29 【朝日新聞】

所在不明の子、全国で28人 虐待疑われるケースも 厚労省

居住実態が分からない18歳未満の「所在不明の子」は、今月1日時点で全国に28人いた。厚生労働省が29日、発表した。うち6人は初めて調査した3年前から所在がわからないままだ。調査の過程で居場所がつかめた子どもを含め、虐待が疑われるケースも多い。昨年6月1日時点で、住民票があるのに乳幼児健診を受けていないなど、市区町村が所在確認が必要と判断した18歳未満の1630人を調査した。その結果、男性15人、女性13人の居住実態がつかめなかった。調査開始時点でみると就学前の子どもが17人、小学生3人、中学生5人、義務教育修了後が3人。住民票がある都道府県別では兵庫が最も多い7人。ほかには熊本5人、東京4人、栃木・埼玉・長野・和歌山が各2人、茨城・愛知・岡山・山口が各1人だった。虐待の可能性のある児童は3人。過去に虐待が疑われる情報があったり、学校に通っていないかったりした。家族の居住実態も含めて把握できない子どもは23人。海外にいる可能性がある子どもは10人いた。また、所在がわかった子どもでは、2人が虐待の可能性のある事件で死亡。57人は虐待の疑いがあった。調査は今回で3回目。2014年10月時点は141人、16年7月時点は25人だった。所在がつかめないまま18歳以上になり、今回調査対象から外れた人は2人いて、警察に伝えたという。

■ 2017/7/4 【朝日新聞】

学校情報流出防止へ指針案

文部科学省は4日、学校現場からの情報流出を防ぐための指針案を公表した。教育委員会や学校に対策を求める内容だが、子どもが流出のきっかけをつくる可能性も考慮し、「不審なメールは開かず、担任に報告する」「自分のIDやパスワードを他人に使わせない」などと児童生徒に指導することも求めている。学校の情報の守り方について、文科省が指針をまとめるのは初めて。成績や生徒指導の情報を校内のネットワークで管理する仕組みが定

着しつつある一方、不正アクセスによって成績や個人情報流出する事例が起きるなど、対策が不十分な状況を踏まえたという。指針案では、ウイルス感染や不正アクセスのほか、校内の職員室などに置かれたサーバーの管理も課題だと指摘。「収納して鍵をかける」「子どもが部屋に入る際には、教職員が付き添う」といった対策を求めた。また、将来的には学校にサーバーを置かず、教育委員会が管理することが望ましいとしている。

■ 2017/7/14 【朝日新聞】

特別養子縁組、6歳以上も対象検討 背景に虐待増加

生みの親が育てられない子どもと育ての親が戸籍上の実の親子となる特別養子縁組について、政府は対象年齢をいまの6歳未満から引き上げる検討を始める。虐待などで親で暮らせない子どもが、一人でも多く家庭的な環境で育つことができるようにする狙いだ。法務省が月内にも有識者の研究会を立ち上げる。特別養子縁組の成立件数は増加傾向で、2005年の305件から15年には544件になった。自分で育てるのが難しい親が増えており、虐待の増加も背景にある。全国の児童相談所（児相）が対応した18歳未満の子どもへの虐待は、15年度に10万件を超えた。親で暮らせない子どもの大半は、児童養護施設で暮らす。同施設や里親家庭にいる6歳以上は13年2月時点で約3万人。その一方で、児相が14～15年度に特別養子縁組を検討すべきだと判断した288件のうち、年齢要件が理由で成立しなかったケースが16%の46件あった。こうした事情から、厚生労働省の有識者検討会は6月、対象年齢引き上げを求める報告書を公表。①普通養子縁組で15歳以上は本人の意思が尊重されることを踏まえて「15歳未満」②子どもの社会的養護などについて定めた児童福祉法の対象年齢となる「18歳未満」——を引き上げ後の年齢の案としてあげた。また、原則の6歳未満は維持し、例外の8歳未満を引き上げることも考えられるとした。「一般的に年齢が大きくなるほど（新しい）親子関係の形成が

難しくなる」との留保もつけた。これを受け、対象年齢を定めた民法を所管する法務省が研究会を設置し、議論に乗り出す。法学者や弁護士、児童福祉の専門家らが参加する予定だ。

■ 2017/7/22 【毎日新聞】

虐待児 356人退院できず 治療終えても親元帰せず

医療機関に入院し、虐待被害が疑われた子どものうち、治療を終えても親元に帰せず、受け入れる施設も見つからないなどの理由で入院が長引いた子どもが昨年までの2年間に少なくとも356人いたことが21日までに前橋赤十字病院の溝口史剛医師らのグループによる全国調査で分かった。半数以上は入院期間が2週間以上に及んでいたとみられ、塩崎恭久厚生労働相も同日、国としても実態把握に乗り出す考えを示した。また、入院した子どものうち、少なくとも28人は保護者から入院中に虐待を受けていたことが判明。虐待以外の理由で入院中に被害を受けたケースの他、虐待によるけがで入院し、院内で再び虐待を受けたケースもあるという。昨年までの2年間に限定せずに、医療機関に保護者による院内虐待を尋ねると、65人の事例が寄せられ、うち35人は死亡につながりかねない重度の被害を受けていたことも分かった。骨折させられたり、薬物を強制的に服用させられたりした例もあったという。溝口医師は入院の長期化に関して「病院は養育環境としては適切ではなく、子どもたちの育ちに影響しかねない」と危惧を表明。院内での再虐待については「看護師が付き添うなどの防止策を検討すべきだ」と指摘している。溝口医師らは全国963の医療機関を対象に調査を実施。454施設から回答を得て、虐待被害が疑われた子ども2363人の入院期間などを調べた。調査結果によると、入院期間が1週間以上に及んだのは2363人中509人。治療は終わっているのに親元に帰せないなどの理由で退院できなかった子ども356人のうち、入院日数を把握できた126人を調べると、58人は2週間未満で退院していたが、2週間以上1カ月未満が31人、1カ月以上となっ

た子どもも37人いた。半年以上に及んだケースもあった。

■ 2017/7/23 【朝日新聞】

虐待の子ども「一時保護所」全国調査へ 劣悪施設を点検

虐待された子どもたちを受け入れる「一時保護所」について、厚生労働省は初めて全国的な実態調査に乗り出す方針を固めた。児童虐待の急増で利用が増えており、劣悪な環境の施設がないか点検する狙い。生活環境や職員の対応を調べ、改善につなげる。調査は全国共通の評価基準をつくり、一時保護所が第三者機関に委託して行う予定。厚労省が25日にも開かれる有識者検討会で方針を示す。一時保護所は児童相談所の付属施設で、全国に136カ所ある。虐待を受けたり非行で保護されたりした、おおむね2歳から18歳未満の子どもを一時的に受け入れる。対応件数は増加傾向で、2015年度は2万3276件で前年度から1271件増えた。定員を超えて受け入れている施設も8カ所あり、環境悪化が懸念されている。公的な調査は横浜市と堺市が独自に行っているだけで、厚労省が実態を把握する必要があると判断した。15年から2年かけて10カ所を訪問調査したNPO法人「Living in Peace」の慎泰俊理事長（35）は「子どものケアより、問題が起きないことを重視している施設もある」と指摘。私物を没収し、窓は閉じたまま職員が命令口調だった施設もあったという。背景には、親が子どもを取り返しにくる恐れから施設の情報公開が進んでいないことが考えられ、慎理事長は「外部の目でチェックし、子どもの声も聞く必要がある」と求めている。

■ 2017/7/23 【朝日新聞】

認可外保育も事故報告義務化へ 再発防止狙い、今秋にも

認可外の保育施設で子どもの重大な事故があった場合、施設側に自治体への報告が義務づけられることになった。今は報告義務は認可施設だけにあるが、厚生労働省が関連省令を改正して今秋にも対象を全施設に拡大する。事故原因の検証例を増やし、事故が起きやすいケースを把握して再発防止につなげる狙いだ。報告が新たに義務化されるのは、東京都の認証保育所など自治体が独自に補助する施設や、国や自治体の補助が一切ない駅前保育所、ベビーホテルといった全ての無認可保育施設。一時預かり事業や病児保育事業も対象だ。施設側から設置の届け出があったり、自治体が独自に運営を把握したりしている約2万5千施設となる。自治体への報告を求めるのは死亡や全治30日以上 の重大事故で、子どもの年齢や発生場所、時間などの情報だ。報告を受けた自治体は、必要と判断した場合に第三者による検証委員会を設けて事故原因を調べ、再発防止に生かすことになっている。厚労省は2015年4月から、約3万7千カ所ある認可施設に事故報告を義務化した。報告しなかった場合の罰則はない。この際、認可外については「補助金を出していない」ことなどを理由に対象外にする一方、通知で事故を報告するよう求めた。ただ、対応を各施設に任せただけで、報告がないケースも多いようだ。16年に認可と認可外から報告があった事故で、死亡した13人のうち認可外は7人で過半数を占めた。一方、死亡事故を除く全治30日以上 の重大事故では572件中、認可外は2%の11件にとどまった。集計を担う内閣府の担当者は「死亡を除く重大事故の報告が徹底されていない可能性がある」とみている。厚労省は近く、国民から広く意見を募るパブリックコメントを実施し、秋ごろの義務化を目指す。

■ 2017/7/27 【朝日新聞】

「夏休み16日間に短縮」の衝撃
子や保護者からは不満

静岡県吉田町が来年度から、町立小中学校の「夏休み」をお盆前後の16日間に短縮する。全国でも異例の短さ。町は「子どもにも、親にも、教員にもメリットがある」と理解を求めているが、「子どもの夏が一変してしまう」と懸念も出ている。吉田町の浅井啓言教育長は今回の改革の狙いについて、「新学習指導要領をいち早く先取りした」と説明する。2020年に実施される指導要領では、小学校中学年で「外国語活動」、高学年で「英語」が導入されることもあり、授業時間数が今と比べて年35時間増える。どこで捻出するか。町が出した答えが「夏休みの短縮」だった。吉田町の小中学校の夏休みは08年度まで全国でも標準的な39日間だった。現在の指導要領で授業時間数が増え、10年度に30日前後に短縮。今年度はさらに4日間減らし、小学校は23～24日間、中学校は29日間。来年度はお盆前後の平日10日間程度を休みにし、前後と間の週末を加えて「16連休」になる予定だ。授業日数が増えた分、1日あたりの授業時間は減る。そのことで、教員の長時間労働を緩和する狙いもある。現在は小学校で平均57・6時間、中学校で同90・1時間の時間外勤務を、それぞれ40時間、60時間以内（部活動を含む）に抑える見通しという。放課後が長くなる分、子どもたちが校舎内外で過ごせるプログラムも充実させ、放課後児童クラブや退職教員らによる補充学習などを計画している。「特に母親がフルタイムの仕事に就きやすくなる」として、浅井教育長は「教職員は授業に専念でき、子どもは確かな学力を身につけ、母親は働きやすくなる」と、メリットを強調する。盛夏の授業に向けての準備も進む。町教委は今年、1億9千万円をかけて3小学校の全89教室に冷房を設置した。一方、吉田町の子どもや保護者からは不満が聞こえてくる。中2男子は「友達も先生も好きだけど、夏休みは吉田町から脱出したい。部活も自主勉も中途半端になる」。小4女子は「夏休みが短くなるなら、

教室にエアコンなんていらない」とこぼした。子どもが中学生という40代女性は「夏休みは部活の総仕上げや高校見学の時期。問題が解決していないのに、決定したと言われても不安」。別の40代の専業主婦は「家庭や子どもの多様性に配慮がない」と批判する。町が6月に開いた説明会でも、部活動の大会などが7～8月に集中することを念頭に「大会や練習に出れば、欠席扱いなのか」「欠席が多いと内申書に響かないか」といった疑問が続出した。町教委は「大会日程などは関係機関と調整を進める」と答えた。「長期休暇を使って、夏休みならではの体験を子どもにさせたい」と反対する意見も出た。ただ、町教委は「16日間もあれば、たいいていのことはできる」と否定的だ。教員の働き方改善につながる、という主張に対しては県教職員組合も懐疑的だ。授業時間が減っても「部活動の時間が延びたり、持ち帰り仕事が増えたりするだけ」としており、「夏休み中にある教員の研修や免許更新の講習、研究集会への参加などが難しくなる」とも指摘している。文部科学省も注目する。中央教育審議会は昨年12月、指導要領に対応するために夏季・冬季の休業短縮や土曜の活用を提案している。18日には、同省の高橋道和・初等中等教育局長が吉田町の小学校などを視察に訪れ、「意欲的な取り組みだ」と語った。

■ 2017/7/28 【朝日新聞】

朝鮮学校の無償化除外、国の対応は「違法」
大阪地裁

大阪朝鮮高級学校（大阪府東大阪市）を高校授業料無償化制度の適用対象から外した国の対応の是非が争われた訴訟の判決が28日、大阪地裁であった。西田隆裕裁判長（三輪方大裁判長代読）は、「無償化法の趣旨を逸脱しており、違法、無効だ」として学校側の請求を全面的に認め、国の処分を取り消し、無償化の対象とするよう命じた。朝鮮学校の無償化除外をめぐる訴訟は2013年以降、全国5カ所で起こされ、初の司法判断となった今月19日の広島地裁判決では学校側が敗訴していた。高校授業料を無償化する高校無償化

法は民主党政権下の10年4月に施行。原告の学校法人「大阪朝鮮学園」が運営する大阪朝鮮高級学校も同年11月、適用を申請したが、可否について結論が出ないまま、12年12月に自民党の第2次安倍政権が発足した。同月、当時の下村博文・文部科学相は「拉致問題の進展がなく、朝鮮総連と密接な関係にある」などとして朝鮮学校を適用対象外とする考えを表明。2カ月後に省令の一部規定を削除し、朝鮮学校を無償化制度から外した。この点について判決は、外交的、政治的意見に基づいて学校を排除するために規定を削除しており、教育の機会均等をうたった無償化法の趣旨を逸脱している、と指摘した。国側は無償化制度施行後の10年11月に定めた審査基準（規程）で「法令に基づく適正な運営」を学校側に義務づけており、朝鮮学校は「北朝鮮や朝鮮総連との関係が疑われ、適正な学校運営がされている確証が得られない」と主張していた。これに対し判決は、学校は07年から11年まで教育基本法上の行政処分を受けたことはなく規程に適合していると認定した。国は一部報道を根拠に、「朝鮮学校は朝鮮総連に不当な支配を受けている」と主張していた。判決は、朝鮮総連の一定程度の関与は認めたものの、「歴史的事情に照らせば適正を欠くものではない」、「報道が合理的根拠に基づくものという立証がない」とし、この点でも国の主張を退けた。

■ 2017/7/30 【朝日新聞】

自撮りの「裸」つい友だちに転送… 児童ポルノ拡散相次ぐ

中高生がスマートフォンで自ら撮った裸の画像などが、同級生の間で拡散する事例が相次いでいる。警察によると、ここ1、2年で目立ちはじめ、動機の多くは「面白半分」という。だが、これらは違法な「児童ポルノ」に該当するだけでなく、ひとたびネット上に流出すれば深刻な事態となる。専門家は「教育現場で踏み込んだ指導が必要だ」と指摘する。昨年3月。愛知県内の中学校で、複数の女子生徒の裸の画像が、無料通信アプリ「LINE」を通じて同級生の間で拡散した事件があった。県警によると、ある男子生徒が「裸の画像を（自分で）撮影して

送って」と女子生徒に要求し、複数人分の画像を入手。その後、別の生徒らの間で転送が繰り返されたという。県警は、画像提供を求めた男子生徒を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造、提供）容疑で、画像を転送した男子生徒2人を同法違反（提供）容疑でそれぞれ書類送検。男子生徒と画像を交換し合った女子生徒1人も同法違反（製造）容疑で立件した。交際相手に関わるケースも。同県内の高校では一昨年から昨年にかけ、相手から求められて自撮りした女子生徒の裸の画像が同級生17人に拡散したほか、別の学校では「元彼」が性行為の動画を別の生徒に送り、約20人の高校生に広まる事件も起きた。県警は、両事件でそれぞれ5人以上の生徒を同法違反容疑で書類送検した。県警が昨年摘発した児童ポルノ事件の被害児童数は62人。少年課幹部によると、このうち自分の裸を撮影して他人に送る「自撮り被害」は、脅されて送ったケースを含めると約4割を占めていたという。内閣府の調査（2016年度）では、中学生は2人に1人、高校生ではほぼ全員がスマホを所有・利用する。子どもでも写真や動画が自在に扱えるようになった今、藤川教授は「情報モラル教育に『ネット時代の恋愛』という観点を取り入れ、児童ポルノ禁止法についても教えるべきだ」と話している。

■ 2017/7/30 【朝日新聞】

小学校教員採用、英語力で優遇 68教委中、42教委で

2020年度から小学校で英語が正式な教科になることを前に、各地の教育委員会が英語力の高い人材の確保に力を入れている。朝日新聞が小学校教員の採用を行う68教育委員会を対象にアンケートを実施したところ、42教委が今年度の採用で英語の能力を踏まえた加点や、試験の一部免除を行う方針だと答えた。アンケートは6月、47都道府県と20政令指定市、大阪府から教職員の人事権を移譲された豊能地区の教委を対象に実施した。それによると、英検やTOEICなどで一定のレベルを超える受験者について「加点

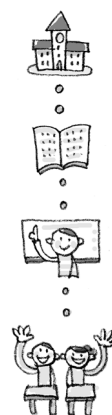
を行う」と答えたのは埼玉県、三重県、山口県など計35教委。大阪市は英検1級程度や中高の英語免許を持つ受験者を対象に1次選考（昨年は600満点）で90点、2次選考（同870満点）で30点を加える予定で、同市教委は「全国で最大級の加点」と語る。また、栃木県、和歌山県、福岡県など10教委は英検準1級以上や中高の英語免許を持っている受験者について、一般教養や英語など一部試験を免除する。文部科学省は今年1月、外国語指導の専門性を考慮して採用試験を行うよう、全国の教委に通知した。優遇措置について、各教委は「英語教育を推進する教員を増やす」（奈良県）や「児童の英語力の向上のため」（茨城県）と説明する。「専門性の高い教諭が少なく、指導には課題もある」（山梨県）と心配する声もあり、川崎市や福岡市など7教委は英会話教室や大学などと連携して教員研修を実施したり、検討したりしている。小学校では20年度から新学習指導要領が全面实施され、5、6年生の英語は教科書を使い、評価も行う正式な教科となる。歌やゲームも交えて英語と親しむ「外国語活動」は現在の5、6年生から3、4年生に前倒しされる。

■ 2017/7/31 【朝日新聞】

虐待受けた就学前の子、75%超を里親へ施設入所停止

児童虐待などで親元で暮らせない子どもの受け皿について、厚生労働省は31日、就学前の子どもの75%以上、就学後の50%以上を里親に担ってもらう新たな目標を公表した。いまは複数の里子を受け入れるファミリーホームを含めて2割に届かず、大半が児童養護施設などの施設が担っている。多くの子どもがより家庭に近い状況で暮らせる環境づくりを促す狙いだ。この日開いた親元で暮らせない子どもを養育する社会的養護の新しいあり方を議論する有識者検討会に示した。大筋で了承され、近く導入される。新しい目標では、特定の大人と安定した関係をつくる「愛着形成」のために家庭に近い環境で育てることが望ましいとし、就学前の子どもは原則、施設入所を停止することも掲げた。3歳未満はおおむね5年以内、3歳～就学前はおおむね7年以内に里親とファミリーホー

ムへの委託率75%を達成させる。就学後の50%以上については10年以内の目標達成を目指す。そのため遅くとも2020年度までに全都道府県で、里親の募集、研修、支援を一貫して担う体制をつくり、里親支援の抜本的強化を目指す。国は今年度中にガイドライン作成と自治体支援を始める。施設での手厚いケアが必要な子どもについては引き続き施設で受け入れるが、期間を限定する。原則として、乳幼児で数カ月以内、就学後は1年以内とする。社会的養護はもともと孤児への対応が主眼で、受け皿の大半は施設が占めている。厚労省は①家庭への支援に重点を置く②家庭で難しい場合、家庭環境と近い里親委託や特別養子縁組を優先する③それが適さないケースは小規模化した施設に入所する——との新しい政策方針も打ち出した。一方、新目標の達成には里親のなり手の育成や支援が急務となる。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.154

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2017年9月15日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円